

令和5年度

# 市税概要

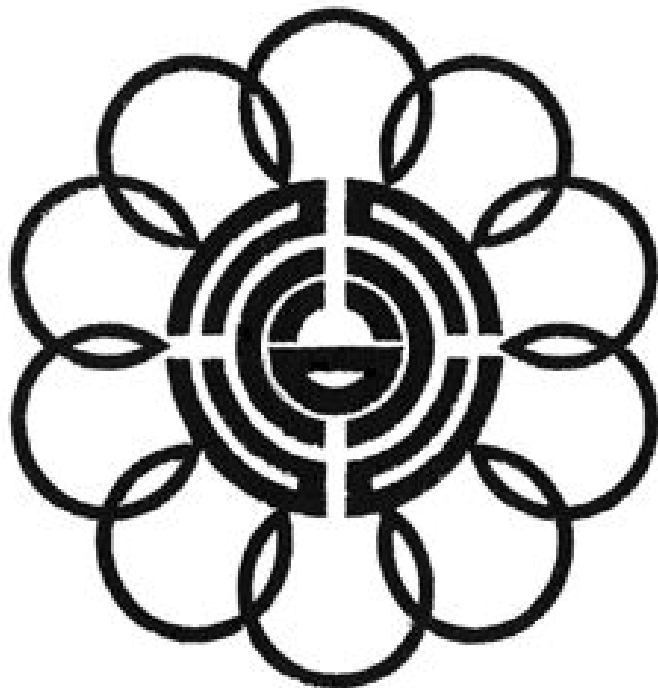


越谷市

## 市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



## 越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりまします。
1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりまします。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりまします。

(昭和53年11月3日制定)

## 市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

## 市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

## 市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

## (表紙)

## 越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定)

このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。

## 目 次

I	市の概況と税務機構	
1	越谷市の概況	1
2	税務機構	7
(1)	税務機構の変遷	7
(2)	税務機構及び人員の配置	9
(3)	税務職員数に関する比較	10
(4)	税務職員年齢別調	10
(5)	職員税務経験年数調	10
(6)	税務事務に係る事務分掌	11
(7)	委員会・審議会の構成状況	11
II	財政と市税	
1	令和4年度一般会計決算状況	12
2	一般会計歳入総額に占める市税の割合	12
3	令和5年度一般会計当初予算状況	14
4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	14
III	市税総括	
1	税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）	16
2	税目別市税調定額の推移（現年課税分）	16
3	市税一覧	17
4	令和4年度市税決算状況	19
5	市税決算状況の推移	21
6	市税負担状況の推移	23
IV	市民税	
1	調定額の推移（現年課税分）	24
2	納税義務者数の推移（現年課税分）	24
3	決算状況の推移	25
4	個人市民税	27
(1)	普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）	27
(2)	納税義務者数等の推移	27
(3)	納税義務者の状況（令和5年度当初）	29
(4)	特別徴収義務者等の状況（令和5年度当初）	29
(5)	課税状況の推移（各年度当初）	30
(6)	市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）	31
(7)	市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）	31
5	法人市民税	33
(1)	納税義務者数・調定額等の推移	33
(2)	月別調定額の状況	33
(3)	事業種目別納税義務者数の状況	35

V	固定資産税	
1	資産別調定額の推移（現年課税分）	36
2	決算状況の推移	37
3	土地に関する概要（令和5年度当初）	39
(1)	納税義務者数に関する調	39
(2)	総括表	39
(3)	土地の筆数の推移（法定免税点以上のもの）	41
(4)	土地の地積の推移（法定免税点以上のもの）	41
(5)	土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）	43
(6)	土地の課税標準額の推移	43
4	家屋に関する概要（令和5年度当初）	45
(1)	納税義務者数に関する調	45
(2)	総括表	45
(3)	家屋	46
ア	木造	46
イ	木造以外	46
ウ	令和4年中の新增築分家屋	47
(ア)	木造	47
(イ)	木造以外	47
エ	令和4年中の減少分家屋	48
(ア)	木造	48
(イ)	木造以外	48
オ	新築住宅等に対する軽減状況の推移	49
5	償却資産に関する概要（令和5年度当初）	51
6	縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	51
7	国有資産等所在市町村交付金の推移	51
VI	都市計画税	
1	資産別調定額の推移（現年課税分）	52
2	決算状況の推移	53
3	都市計画税の概要（令和5年度当初）	53
(1)	都市計画区域の面積	53
(2)	土地・家屋の推移	55
VII	特別土地保有税	
1	調定額の推移	57
2	納税義務者数の推移	57
3	決算状況の推移	58

VIII	諸税	
1	軽自動車税（種別割）	59
	(1) 税率区分別調定額の推移（各年度末）	59
	(2) 税率区分別課税台数の推移（現年課税分・各年度末）	60
2	軽自動車税（環境性能割）	61
	(1) 月別調定額の推移（現年課税分）	61
3	市たばこ税	62
	(1) 月別調定額の推移（現年課税分）	62
	(2) 月別本数の推移（現年課税分）	62
3	事業所税	63
	(1) 納税義務者数・調定額の推移	63
IX	徴収	
1	口座振替等の利用状況	64
	(1) 口座振替の利用状況	64
	(2) 収納方法の利用状況（令和4年度）	64
2	滞納処分状況の推移	65
	(1) 差押	65
	(2) 交付要求	65
	(3) 執行停止	65
	(4) 不納欠損	65
3	市税の徴収に関する経費の推移	67
X	その他	
1	税外収入	68
2	徴税手数料	68
3	電子計算機	69
	(1) 電子計算機の利用に関する調	69
	(2) 電子計算機を用いた証明書	70
4	賦課徴収事務の電算化の変遷	71
XI	参考資料	
1	市税の税率の変遷	72
2	最近の主な税制改正一覧	84
3	個人市・県民税の所得控除等の変遷	110

※ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができます。  
越谷市のアドレスは、<https://www.city.koshigaya.saitama.jp> です。



# I 市の概況と税務機構





# 1 越谷市の概況

(令和5年4月1日現在)

人	口	343,644人
	男	170,273人
	女	173,371人
世帯数		160,965世帯
面積		60.24km <sup>2</sup> (平成26年10月1日国土地理院計測)
人口密度		5,704人/km <sup>2</sup> 当たり

市庁舎の位置 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

沿革 越谷市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

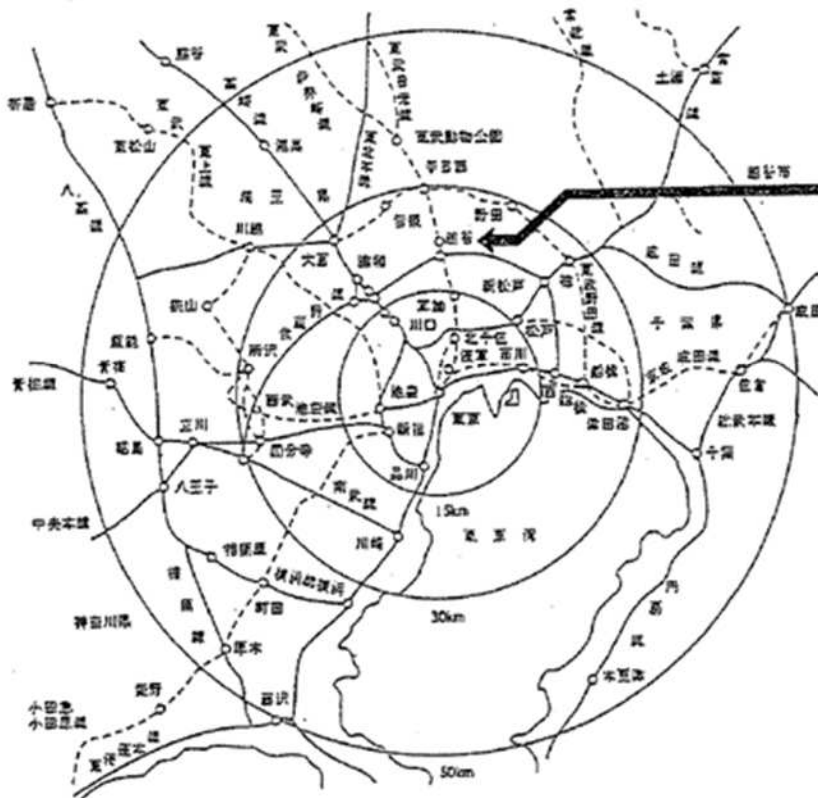
昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成30年には60周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。

平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。また、平成27年4月には中核市として新たな一歩を踏み出し、現在では、人口約34万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、令和3年度からスタートした第5次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

# 越谷市の位置

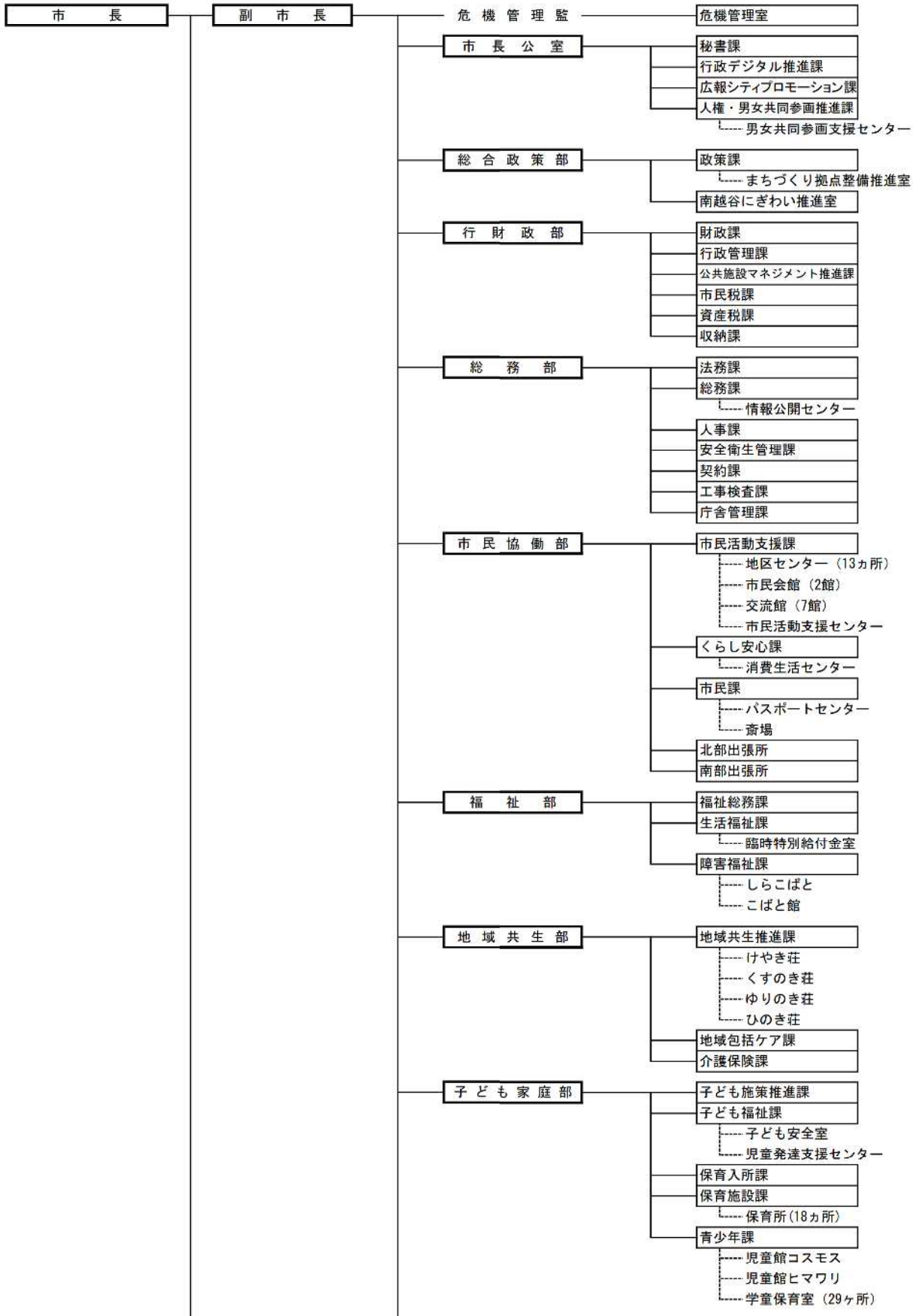


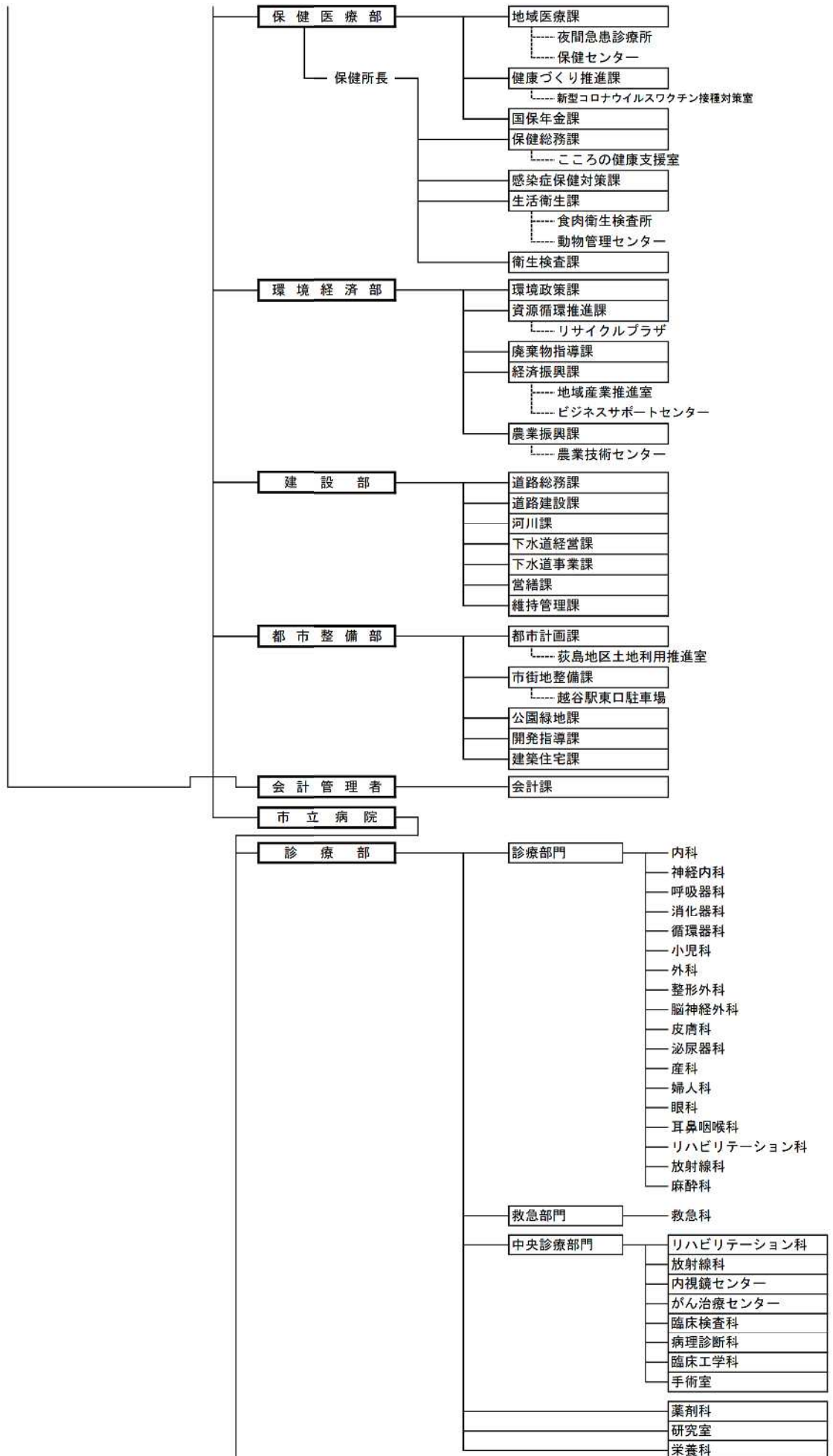
# 埼玉県内の市町村 (令和5年4月1日現在)



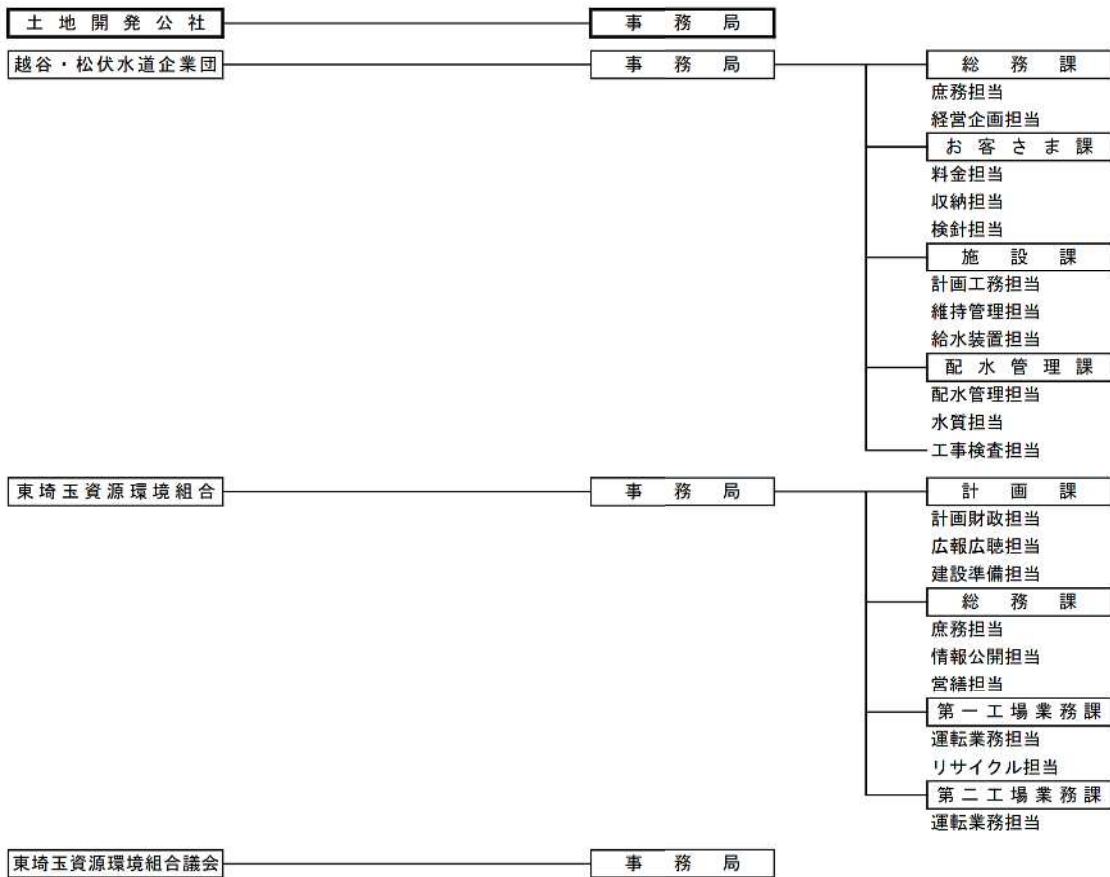
# 越谷市行政機構図(令和5年4月1日)

22部77課

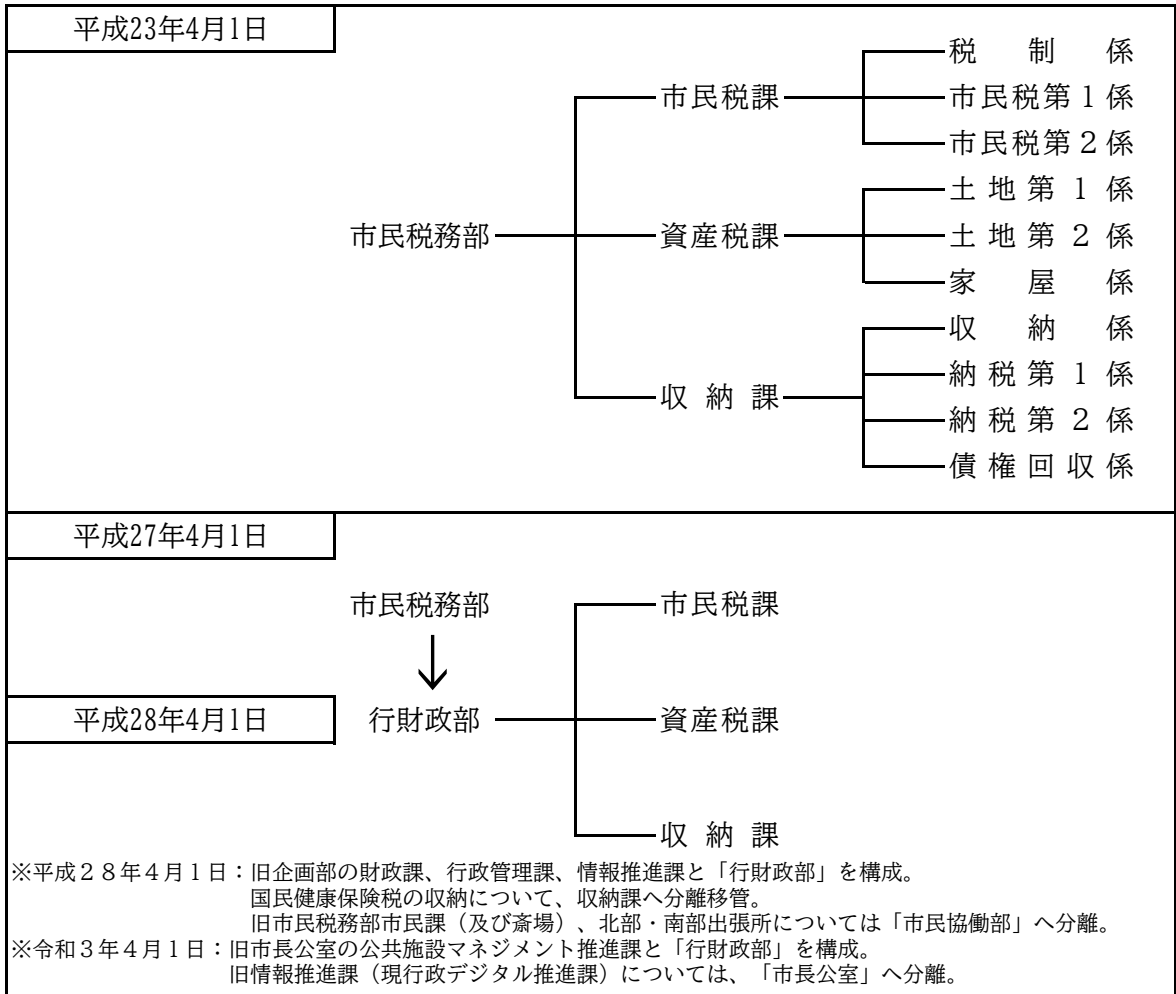














(2) 税務機構及び人員の配置

令和5年4月1日現在

部	課 (職名)	部 長 参 事	副部長 副参事	課 長 調整幹	副課長	主 幹	主 査	主 任	主 事 技 師	計
行 財 政 部	部 長	1								1
	副 部 長									0
	市民税課			2		2	3	13	18	38
	資産税課			1	2	6	6	7	15	37
	収 納 課			2	2	7	4	17	11	43
	合 計	1	0	5	4	15	13	37	44	119

※兼務の場合は上位職で計上  
 ※再任用職員は含まない。

(3) 税務職員数に関する比較

各年4月1日現在  
 (単位：人、%)

区 分	年 度				
	31 (元)	2	3	4	5
職員数実数 (A) ※1	2,960	2,978	3,038	3,077	3,100
税務職員実数 (B)	116	119	120	117	119
【参考】行財政部職員実数 ※2	142	147	143	142	144
割合 (B) / (A)	3.9%	4.0%	3.9%	3.8%	3.8%

※1 他団体からの派遣職員、越谷・松伏水道企業団及び東埼玉資源環境組合の職員を含み、再任用短時間勤務職員は含まない。

※2 令和3年度に行財政部の構成課に変更あり（詳細は8ページを参照）。

(4) 税務職員年齢別調

令和5年4月1日現在  
(単位：人、歳)

区 分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	18	14	5	2	39	32
資産税課	11	16	8	2	37	35
収 納 課	11	22	7	3	43	35
計	40	52	20	7	119	34

(5) 職員税務経験年数調

令和5年4月1日現在  
(単位：人、年)

区 分	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	10年以上	計	平均年数
市民税課	11	4	7	7	10	0	39	2.9
資産税課	5	7	6	8	8	3	37	3.8
収 納 課	7	7	9	8	6	6	43	4.0
計	23	18	22	23	24	9	119	3.6

※(3)、(4)及び(5)において、部長職は、市民税課分として計上し、再任用職員（短時間勤務）は含まない。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
財 政 部	行 民 税 課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明（納税に関するものを除く。）に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 土地改良区賦課金の賦課調定に関すること。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (9) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
	収 納 課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。 (11) 土地改良区賦課金の収納管理に関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

(令和5年4月1日現在)

○ 固定資産評価審査委員会（昭和29年11月3日設置）

委員定数 3人  
任 期 3年



## Ⅱ 財 政 と 市 税



# 1 令和4年度一般会計決算状況

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款	款別	決算額	構成比	款	款別	決算額	構成比
1	市税	51,041,764	38.3	1	議会費	534,444	0.4
	個人市民税	22,521,170	(44.1)	2	総務費	15,376,731	12.5
	法人市民税	2,998,370	(5.9)	3	民生費	57,611,171	46.8
	固定資産税	19,230,320	(37.7)	4	衛生費	14,844,263	12.0
	軽自動車税	514,101	(1.0)	5	労働費	62,063	0.0
	市たばこ税	2,498,666	(4.9)	6	農林水産業費	862,761	0.7
	特別土地保有税	0	(0.0)	7	商工費	1,086,355	0.9
	事業所税	796,633	(1.6)	8	土木費	9,233,088	7.5
	都市計画税	2,482,504	(4.9)	9	消防費	3,829,870	3.1
	2	地方譲与税	752,948	0.6	10	教育費	10,883,226
3	利子割交付金	20,713	0.0	11	災害復旧費	0	0.0
4	配当割交付金	300,241	0.2	12	公債費	7,607,632	6.2
5	株式等譲渡所得割交付金	234,511	0.2	13	諸支出金	1,296,605	1.1
6	法人事業税交付金	522,294	0.4	14	予備費	0	0.0
7	地方消費税交付金	7,746,267	5.8	\			
8	環境性能割交付金	129,314	0.1				
9	地方特例交付金	505,384	0.4				
10	地方交付税	6,388,918	4.8				
11	交通安全対策特別交付金	37,898	0.0				
12	分担金及び負担金	461,932	0.3				
13	使用料及び手数料	1,559,127	1.2				
14	国庫支出金	30,216,318	22.7				
15	県支出金	8,248,188	6.2				
16	財産収入	95,027	0.1				
17	寄附金	61,940	0.0				
18	繰入金	4,449,717	3.3				
19	繰越金	11,412,879	8.6				
20	諸収入	3,577,453	2.7				
21	市債	5,430,000	4.1				
歳入合計		133,192,833	100.0	歳出合計		123,228,209	100.0

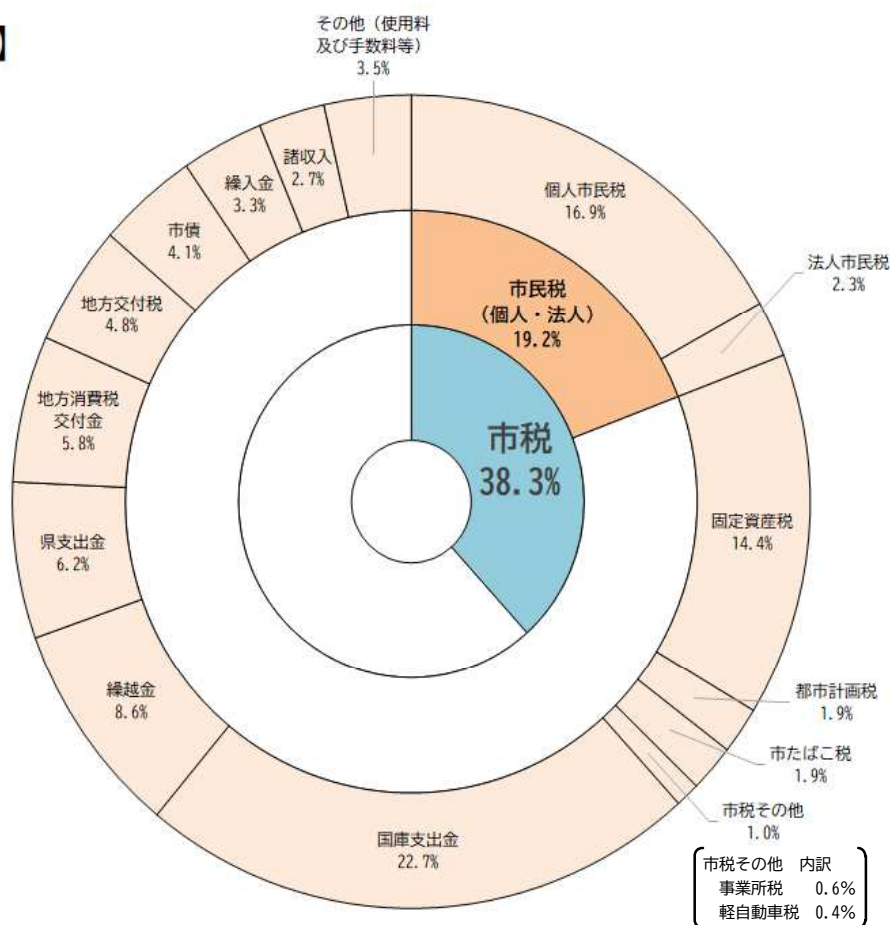
## 2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

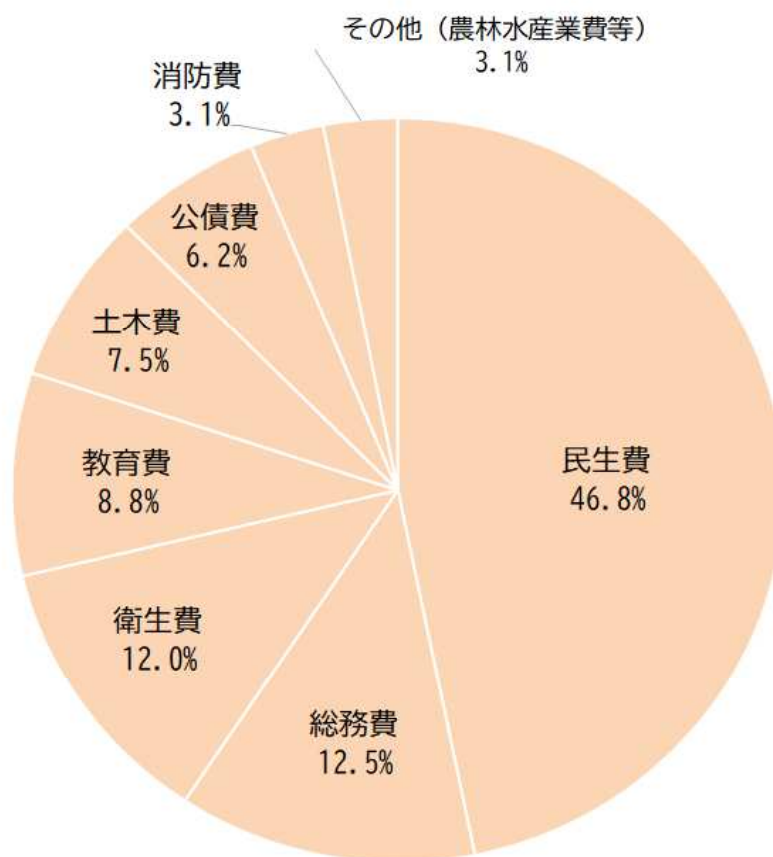
区分	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
年度			
30	102,850,194	48,815,895	47.5
31 (元)	107,124,126	49,566,290	46.3
2	160,817,512	49,787,789	31.0
3	133,627,375	49,558,010	37.1
4	133,192,833	51,041,764	38.3

〈 令和4年度一般会計決算状況 〉

【歳入】



【歳出】





### 3 令和5年度一般会計当初予算状況

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款	款別	予算額	構成比	款	款別	予算額	構成比
1	市税	48,244,000	43.2	1	議会費	583,986	0.5
	個人市民税	(21,261,000)	(44.1)	2	総務費	11,882,730	10.6
	法人市民税	(2,501,000)	(5.2)	3	民生費	52,126,762	46.6
	固定資産税	(18,682,000)	(38.7)	4	衛生費	11,374,132	10.2
	軽自動車税	(465,000)	(1.0)	5	労働費	69,324	0.1
	市たばこ税	(2,230,000)	(4.6)	6	農林水産業費	825,652	0.7
	特別土地保有税	(0)	(0.0)	7	商工費	422,081	0.4
	事業所税	(715,000)	(1.5)	8	土木費	9,275,933	8.3
	都市計画税	(2,390,000)	(5.0)	9	消防費	4,001,700	3.6
2	地方譲与税	716,000	0.6	10	教育費	13,315,148	11.9
3	利子割交付金	20,000	0.0	11	災害復旧費	10	0.0
4	配当割交付金	250,000	0.2	12	公債費	7,783,532	7.0
5	株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.2	13	諸支出金	19,010	0.0
6	法人事業税交付金	500,000	0.5	14	予備費	120,000	0.1
7	地方消費税交付金	7,800,000	7.0				
8	環境性能割交付金	120,000	0.1				
9	地方特例交付金	440,000	0.4				
10	地方交付税	4,200,000	3.8				
11	交通安全対策特別交付金	42,000	0.0				
12	分担金及び負担金	495,280	0.4				
13	使用料及び手数料	1,467,075	1.3				
14	国庫支出金	20,504,780	18.3				
15	県支出金	7,394,680	6.6				
16	財産収入	85,610	0.1				
17	寄附金	13,010	0.0				
18	繰入金	6,942,710	6.2				
19	繰越金	1,000,000	0.9				
20	諸収入	3,201,055	2.9				
21	市債	8,163,800	7.3				
	歳入合計	111,800,000	100.0		歳出合計	111,800,000	100.0

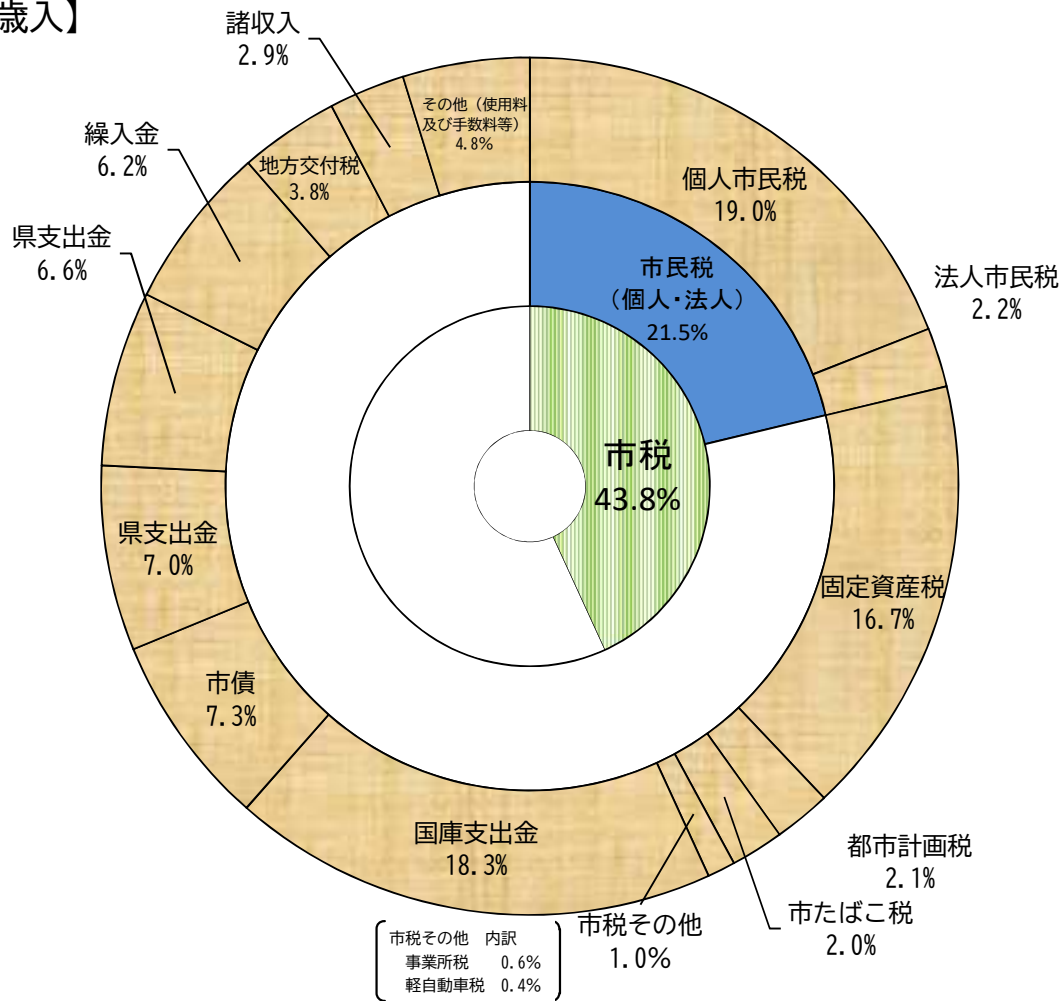
### 4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

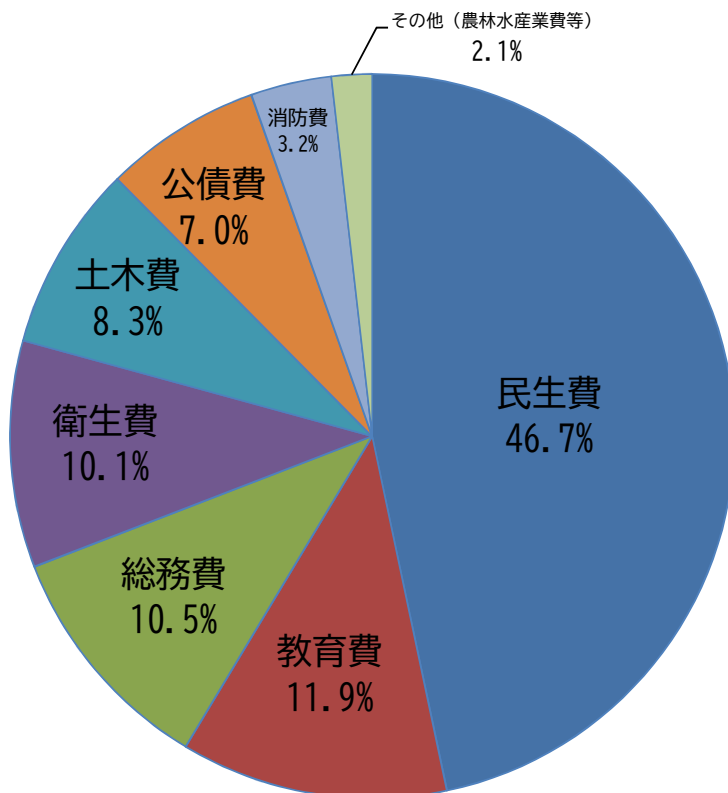
区分	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
年度			
30	98,300,000	46,807,000	47.6
31(元)	105,600,000	46,844,000	44.4
2	103,200,000	44,340,000	43.0
3	106,000,000	46,428,000	43.8
4	111,800,000	48,244,000	43.2

# 〈令和5年度一般会計当初予算状況〉

## 【歳入】



## 【歳出】



# III 市 税 総 括



1 税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）

（単位：人・者）

税目	納税義務者数				
	H30	H31・R1	R2	R3	R4
市民税	182,549	185,764	188,628	188,696	189,888
個人	174,255	177,380	180,185	180,095	181,163
法人	8,294	8,384	8,443	8,601	8,725
固定資産税	118,331	119,366	120,181	120,720	121,570
純固定	118,321	119,356	120,171	120,710	121,560
交・納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税	61,885	62,740	63,475	64,716	66,121
市たばこ税	9	10	8	10	10
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	403	402	403	438	409
都市計画税	93,838	94,806	95,534	96,205	96,706
合計	457,015	463,088	468,229	470,785	474,704

2 税目別市税調定額の推移（現年課税分）

（単位：（上段）千円、（下段）％）

税目	調定額				
	H30	H31・R1	R2	R3	R4
市民税	24,548,185 103.6	24,967,759 101.7	24,843,653 99.5	24,675,406 99.3	25,531,274 103.5
個人	21,327,536 104.0	21,738,334 101.9	22,103,485 101.7	21,867,368 98.9	22,533,131 103.0
法人	3,220,649 101.4	3,229,425 100.3	2,740,168 84.9	2,808,038 102.5	2,998,143 106.8
固定資産税	18,565,047 100.6	18,820,733 101.4	19,082,864 101.4	18,604,097 97.5	19,194,621 103.2
純固定	18,522,812 100.6	18,781,007 101.4	19,043,323 101.4	18,564,744 97.5	19,157,352 103.2
交・納付金	42,235 99.9	39,726 94.1	39,541 99.5	39,353 99.5	37,269 94.7
軽自動車税	399,682 112.2	423,675 104.8	454,034 107.2	478,255 105.3	517,368 108.2
軽自動車税 ※令和2年度以後は種別割	399,682 112.2	418,681 104.8	437,566 104.5	458,333 104.7	483,747 105.5
環境性能割		4,994	16,468 329.8	19,922 121.0	33,621 168.8
市たばこ税	2,234,996 93.8	2,258,975 101.1	2,214,087 98.0	2,358,167 106.5	2,498,666 106.0
事業所税	743,358 100.3	750,014 100.9	769,188 102.6	817,395 106.3	795,141 97.3
都市計画税	2,421,369 100.8	2,448,493 101.1	2,477,781 101.2	2,426,689 97.9	2,477,480 102.1
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合計	48,912,637 101.8	49,669,649 101.5	49,841,607 100.3	49,360,009 99.0	51,014,550 103.4

- ※ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額
- ※ 下段は前年度対比
- ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整
- ※ 軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

### 3 市税一覧

税 目		課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内に住所を有する個人（均等割・所得割）</li> <li>○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者（均等割）</li> <li>○ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割）</li> <li>○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等（均等割）</li> <li>※収益事業を行う場合……（均等割・法人税割）</li> <li>○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）</li> </ul>	1月1日（個人）
固 定 資 産 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土 地</li> <li>○家 屋</li> <li>○償却資産</li> </ul> } 当該固定資産の所有者	1月1日
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金		○国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等（交付金）	前年の3月31日
軽 自 動 車 税	種 別 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原動機付自転車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○2輪の小型自動車</li> <li>○軽自動車</li> </ul> } 所有者	4月1日
	環 境 性 能 割	三輪以上の軽自動車の取得者	
市 た ば こ 税		○ 売渡し等に係る製造たばこ      ○ 卸売販売業者等	
特 別 土 地 保 有 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地又はその取得</li> <li>○ 当該土地の所有者又は取得者</li> </ul> ※平成15年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日（保有） 1月1日 } 7月1日 } （取得）
入 湯 税		○ 鉱泉浴場における入湯行為      ○ 入湯客	
事 業 所 税		○ 事業所等において事業を行う者	
都 市 計 画 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街化区域内の土地・家屋</li> <li>○ 当該土地・家屋の所有者</li> </ul>	1月1日

課税標準及び税率				申告期限	納期																																																																	
○ 個人均等割 3,500円(平成26年度～令和5年度) ○ 個人所得割 6%(一律) ○ 法人均等割				○ 個人 【個人申告】 3月15日 【給与支払報告書の提出】 1月31日  【特別徴収に係る異動届出書の提出】 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月の10日  ○ 法人 事業年度終了の日の翌日から原則として2ヵ月以内等	○ 個人 【第1期】6月1日～6月30日 【第2期】8月1日～8月31日 【第3期】10月1日～10月31日 【第4期】1月4日～1月31日  【給与からの特別徴収】 翌月10日まで(6月～翌年5月)  【公的年金からの特別徴収】 年金支払日の翌月10日まで  ○ 法人 申告期限と同じ																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>市内の事業所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10億円を超えるもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>年額 410,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 400,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>年額 160,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 150,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>年額 130,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>年額 120,000円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>年額 50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1億円を超えるもの</td> <td>—</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1億円以下のもの</td> <td>年額 500万円を超えるもの</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円以下のもの</td> <td>年額 500万円以下のもの</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」により区分を判定						区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率	1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円	2	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円	3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円	4	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円	5	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円	6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円	7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円	8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円	9	上記以外の法人等		年額 50,000円	区分	資本金等の額	法人税額	税率	1	1億円を超えるもの	—	8.4/100	2	1億円以下のもの	年額 500万円を超えるもの	8.4/100	3	1億円以下のもの	年額 500万円以下のもの	6.6/100									
区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率																																																																			
1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円																																																																			
2	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円																																																																			
3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円																																																																			
4	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円																																																																			
5	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円																																																																			
6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円																																																																			
7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円																																																																			
8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円																																																																			
9	上記以外の法人等		年額 50,000円																																																																			
区分	資本金等の額	法人税額	税率																																																																			
1	1億円を超えるもの	—	8.4/100																																																																			
2	1億円以下のもの	年額 500万円を超えるもの	8.4/100																																																																			
3	1億円以下のもの	年額 500万円以下のもの	6.6/100																																																																			
課税標準の1.4/100 (免税点) 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円				○ 償却資産の申告 1月31日	【第1期】5月1日～5月31日 【第2期】7月1日～7月31日 【第3期】12月1日～12月31日 【第4期】2月1日～2月末日																																																																	
算定標準額の1.4/100 (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。					6月30日																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>継続税率</th> <th>新税率</th> <th>重課税率</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> <td rowspan="4">新税率は平成28年度から適用</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量90cc以下</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量125cc以下</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>—</td> <td>3,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> <td rowspan="6">           ・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用            ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用            ・上記以外は継続税率を適用         </td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>—</td> <td>5,900円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪小型自動車</td> <td>総排気量が250ccを超えるもの</td> <td>—</td> <td>6,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">2輪車(総排気量250cc以下)</td> <td>—</td> <td>3,600円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3輪車(総排気量660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上(総排気量660cc以下)</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上(総排気量660cc以下)</td> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				車種	継続税率	新税率	重課税率	適用	原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	新税率は平成28年度から適用	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—	ミニカー	—	3,700円	—	小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用	その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—	2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—	軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—	3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円	4輪以上(総排気量660cc以下)	貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円	○ 取得申告 軽自動車等の所有者となった日から15日以内  ○ 廃車申告 軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内	5月1日～5月31日
車種	継続税率	新税率	重課税率	適用																																																																		
原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	新税率は平成28年度から適用																																																																	
	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—																																																																		
	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—																																																																		
	ミニカー	—	3,700円	—																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用																																																																	
	その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—																																																																		
2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—																																																																		
軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—																																																																		
		3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円		4,600円																																																																
	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円		8,200円																																																																
		乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																	
4輪以上(総排気量660cc以下)	貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																		
	貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																		
三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度等に応じて、通常の取得価格の1～3%(本則税率)				車両番号の指定のとき等	申告期限と同じ																																																																	
1,000本につき6,552円				翌月末日	申告期限と同じ																																																																	
課税標準……土地の取得価額 税率……(保有)1.4/100 (取得)3/100 (免税点) 保有 1月1日に所有する 土地の合計面積……5,000㎡未満 取得 毎年1月1日又は7月1日前1年以内に取得した 土地の合計面積……5,000㎡未満				【保有】 5月31日 【取得】 2月末日 8月31日	申告期限と同じ																																																																	
1人1日 150円				翌月15日	申告期限と同じ																																																																	
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 (免税点) 市内合計事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 (免税点) 市内合計従業者数100人以下				○ 法人 事業年度終了の日から2ヵ月以内 ○ 個人 事業を行った年の翌年の3月15日	申告期限と同じ																																																																	
固定資産税(土地・家屋)の課税標準の0.2/100					固定資産税と同じ																																																																	

※令和5年4月1日現在

#### 4 令和4年度市税決算状況

税 目	区 分	予算額	調定額	収入済額	収入歩合	
					予算額	調定額
市 税 合 計		47,638,000,000	51,951,300,911 51,952,371,811	51,041,764,002	107.15	98.25 98.25
現年課税分		47,287,000,000	51,014,549,042	50,636,678,306	107.08	99.26
滞納繰越分		351,000,000	936,751,869 937,822,769	405,085,696	115.41	43.24 43.19
市民税		23,818,000,000	26,097,127,180	25,519,539,629	107.14	97.79
個人		21,541,000,000	23,082,048,125	22,521,168,605	104.55	97.57
現年課税分		21,354,000,000	22,533,131,309	22,277,035,421	104.32	98.86
滞納繰越分		187,000,000	548,916,816	244,133,184	130.55	44.48
法人		2,277,000,000	3,015,079,055	2,998,371,024	131.68	99.45
現年課税分		2,263,000,000	2,998,142,900	2,991,446,386	132.19	99.78
滞納繰越分		14,000,000	16,936,155	6,924,638	49.46	40.89
固定資産税		18,253,000,000	19,508,791,653	19,230,320,113	105.35	98.57
固定資産税		18,216,000,000	19,471,522,453	19,193,050,913	105.36	98.57
現年課税分		18,090,000,000	19,157,351,900	19,062,365,395	105.38	99.50
滞納繰越分		126,000,000	314,170,553	130,685,518	103.72	41.60
交付金		37,000,000	37,269,200	37,269,200	100.73	100.00
軽自動車税		430,000,000	530,084,874	514,100,649	119.56	96.98
種別割		415,000,000	496,464,374	480,480,149	115.78	96.78
現年課税分		408,000,000	483,746,800	476,794,990	116.86	98.56
滞納繰越分		7,000,000	12,717,574	3,685,159	52.65	28.98
環境性能割		15,000,000	33,620,500	33,620,500	224.14	100.00
現年課税分		15,000,000	33,620,500	33,620,500	224.14	100.00
市たばこ税		2,130,000,000	2,498,666,333	2,498,666,333	117.31	100.00
現年課税分		2,130,000,000	2,498,666,333	2,498,666,333	117.31	100.00
滞納繰越分		0	0	0		
事業所税		665,000,000	797,724,500	796,633,000	119.79	99.86
現年課税分		663,000,000	795,140,500	794,677,500	119.86	99.94
滞納繰越分		2,000,000	2,584,000	1,955,500	97.78	75.68
都市計画税		2,342,000,000	2,518,906,371	2,482,504,278	106.00	98.55
現年課税分		2,327,000,000	2,477,479,600	2,464,802,581	105.92	99.49
滞納繰越分		15,000,000	41,426,771	17,701,697	118.01	42.73
特別土地保有税		0	0 1,070,900	0		0.00
現年課税分		0	0	0		
滞納繰越分		0	1,070,900	0		0.00



(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	過誤納還付未済額	収入歩合（前2年度）			
			3 予算額	3 調定額	2 予算額	2 調定額
60,095,220	858,634,444 859,705,344	9,192,755	108.89	97.96 97.96	105.16	97.39 97.38
6,357,518	380,302,057	8,788,839	108.69	99.29	105.10	98.87
53,737,702	478,332,387			44.47		39.73
53,737,702	479,403,287	403,916	130.44	44.43	111.53	39.70
29,127,916	554,033,690	5,574,055	111.57	97.48	106.25	96.91
27,217,535	539,185,740	5,523,755	106.97	97.25	105.17	96.77
3,672,005	257,712,922	5,289,039	106.98	98.98	104.95	98.74
23,545,530	281,472,818	234,716	106.40	39.39	123.09	40.45
1,910,381	14,847,950	50,300	167.08	99.28	115.97	98.08
0	6,746,814	50,300	165.61	99.79	116.02	98.53
1,910,381	8,101,136	0	665.12	69.57	94.59	30.85
26,005,921	255,615,077	3,149,458	104.33	98.26	103.38	97.73
26,005,921	255,615,077	3,149,458	104.33	98.26	103.39	97.72
2,291,085	95,712,429	3,017,009	104.09	99.47	103.46	99.01
23,714,836	159,902,648	132,449	133.96	46.10	95.84	38.84
	0	0	100.90	100.00	101.39	100.00
813,054	15,218,071	46,900	128.01	97.00	114.98	96.30
813,054	15,218,071	46,900	126.04	96.87	116.72	96.16
87,200	6,892,710	28,100	126.45	98.77	116.89	98.57
725,854	8,325,361	18,800	97.27	34.79	106.51	36.34
0	0	0	199.22	100.00	82.34	100.00
0	0	0	199.22	100.00	82.34	100.00
	0	0	113.92	100.00	105.94	100.00
0	0	0	113.92	100.00	105.94	100.00
0	0	0				
628,500	463,000	0	127.29	99.69	112.98	96.57
0	463,000	0	123.55	99.76	112.82	96.80
628,500	0	0	2,592.82	97.63	219.11	52.66
3,519,829	33,304,606	422,342	105.72	98.24	103.78	97.68
307,228	12,774,182	404,391	105.39	99.45	103.83	98.98
3,212,601	20,530,424	17,951	148.66	46.84	99.05	39.42
0	0	0				
0	1,070,900	0		0.00		0.00
0	0	0				
0	0	0				
0	1,070,900	0		0.00		0.00

## 5 市税決算状況の推移

税目	年度 区分	31・元			2		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市税合計		50,947,275,853 (50,948,346,753)	49,566,290,001	97.29 (97.29)	51,124,453,126 (51,125,524,026)	49,787,788,575	97.39 (97.38)
現年課税分		49,669,649,043	49,107,604,507	98.87	49,841,607,632	49,278,080,152	98.87
滞納繰越分		1,277,626,810 (1,278,697,710)	458,685,494	35.90 (35.87)	1,282,845,494 (1,283,916,394)	509,708,423	39.73 (39.70)
市民税		25,789,532,007	24,916,585,491	96.62	25,634,908,377	24,843,950,503	96.91
個人		22,527,832,883	21,688,455,328	96.27	22,876,346,519	22,138,484,133	96.77
現年課税分		21,738,334,188	21,399,459,872	98.44	22,103,485,051	21,825,840,156	98.74
滞納繰越分		789,498,695	288,995,456	36.60	772,861,468	312,643,977	40.45
法人		3,261,699,124	3,228,130,163	98.97	2,758,561,858	2,705,466,370	98.08
現年課税分		3,229,424,800	3,222,599,252	99.79	2,740,168,200	2,699,791,100	98.53
滞納繰越分		32,274,324	5,530,911	17.14	18,393,658	5,675,270	30.85
固定資産税		19,205,410,381	18,777,750,152	97.77	19,497,427,643	19,054,598,828	97.73
固定資産税		19,165,683,981	18,738,023,752	97.77	19,457,886,443	19,015,057,628	97.72
現年課税分		18,781,007,000	18,599,885,911	99.04	19,043,322,900	18,854,042,150	99.01
滞納繰越分		384,676,981	138,137,841	35.91	414,563,543	161,015,478	38.84
交付金		39,726,400	39,726,400	100.00	39,541,200	39,541,200	100.00
軽自動車税		440,883,770	421,726,039	95.65	471,621,696	454,166,116	96.30
種別割		435,889,470	416,731,739	95.60	455,153,696	437,698,116	96.16
現年課税分		418,681,100	411,097,536	98.19	437,565,800	431,307,275	98.57
滞納繰越分		17,208,370	5,634,203	32.74	17,587,896	6,390,841	36.34
環境性能割		4,994,300	4,994,300	100.00	16,468,000	16,468,000	100.00
現年課税分		4,994,300	4,994,300	100.00	16,468,000	16,468,000	100.00
市たばこ税		2,258,974,355	2,258,974,356	100.00	2,214,087,081	2,214,087,085	100.00
現年課税分		2,258,974,355	2,258,974,356	100.00	2,214,087,081	2,214,087,085	100.00
滞納繰越分		0	0		0	0	
特別土地保有税		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
現年課税分		0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
滞納繰越分		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
事業所税		752,457,000	748,296,000	99.45	773,349,300	746,792,600	96.57
現年課税分		750,013,700	746,651,900	99.55	769,188,300	744,601,500	96.80
滞納繰越分		2,443,300	1,644,100	67.29	4,161,000	2,191,100	52.66
都市計画税		2,500,018,340	2,442,957,963	97.72	2,533,059,029	2,474,193,443	97.68
現年課税分		2,448,493,200	2,424,214,980	99.01	2,477,781,100	2,452,401,686	98.98
滞納繰越分		51,525,140	18,742,983	36.38	55,277,929	21,791,757	39.42

※（ ）内は徴収猶予分を含む。

※軽自動車税 環境性能割は、令和元年10月から課税開始

(単位：円、%)

3			4		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
50,589,152,568 (50,590,223,468)	49,558,009,826	97.96 (97.96)	51,951,300,911 (51,952,371,811)	51,041,764,002	98.25 (98.25)
49,360,008,747	49,011,463,633	99.29	51,014,549,042	50,636,678,306	99.26
1,229,143,821 (1,230,214,721)	546,546,193	44.47 (44.43)	936,751,869 (937,822,769)	405,085,696	43.24 (43.19)
25,376,800,132	24,737,464,047	97.48	26,097,127,180	25,519,539,629	97.79
22,520,962,794	21,902,143,899	97.25	23,082,048,125	22,521,168,605	97.57
21,867,368,285	21,644,665,065	98.98	22,533,131,309	22,277,035,421	98.86
653,594,509	257,478,834	39.39	548,916,816	244,133,184	44.48
2,855,837,338	2,835,320,148	99.28	3,015,079,055	2,998,371,024	99.45
2,808,037,900	2,802,064,260	99.79	2,998,142,900	2,991,446,386	99.78
47,799,438	33,255,888	69.57	16,936,155	6,924,638	40.89
19,034,179,020	18,703,416,496	98.26	19,508,791,653	19,230,320,113	98.57
18,994,826,120	18,664,063,596	98.26	19,471,522,453	19,193,050,913	98.57
18,564,743,700	18,465,801,581	99.47	19,157,351,900	19,062,365,395	99.50
430,082,420	198,262,015	46.10	314,170,553	130,685,518	41.60
39,352,900	39,352,900	100.00	37,269,200	37,269,200	100.00
492,234,869	477,463,503	97.00	530,084,874	514,100,649	96.98
472,312,969	457,541,603	96.87	496,464,374	480,480,149	96.78
458,332,800	452,678,262	98.77	483,746,800	476,794,990	98.56
13,980,169	4,863,341	34.79	12,717,574	3,685,159	28.98
19,921,900	19,921,900	100.00	33,620,500	33,620,500	100.00
19,921,900	19,921,900	100.00	33,620,500	33,620,500	100.00
2,358,167,162	2,358,167,162	100.00	2,498,666,333	2,498,666,333	100.00
2,358,167,162	2,358,167,162	100.00	2,498,666,333	2,498,666,333	100.00
0	0		0	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
843,951,900	841,367,900	99.69	797,724,500	796,633,000	99.86
817,395,200	815,439,700	99.76	795,140,500	794,677,500	99.94
26,556,700	25,928,200	97.63	2,584,000	1,955,500	75.68
2,483,819,485	2,440,130,718	98.24	2,518,906,371	2,482,504,278	98.55
2,426,688,900	2,413,372,803	99.45	2,477,479,600	2,464,802,581	99.49
57,130,585	26,757,915	46.84	41,426,771	17,701,697	42.73

## 6 市税負担状況の推移

年度 区分		30	31・元	2	3	4
市税収入合計		48,815,895,030	49,566,290,001	49,787,788,575	49,558,009,826	51,041,764,002
人口		343,383	344,682	345,487	344,674	343,644
世帯数		153,949	156,453	158,751	159,682	160,965
1人当たり市税負担額		142,162	143,803	144,109	143,782	148,531
1世帯当たり市税負担額		317,091	316,813	313,622	310,354	317,099
市民1人当たり	市民税	71,239	72,289	71,910	71,771	74,262
	固定資産税	54,040	54,478	55,153	54,264	55,960
	軽自動車税	1,163	1,223	1,315	1,385	1,496
	市たばこ税	6,509	6,554	6,409	6,842	7,271
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	2,162	2,171	2,162	2,441	2,318
	都市計画税	7,049	7,088	7,161	7,080	7,224
1世帯当たり	市民税	158,899	159,259	156,496	154,917	158,541
	固定資産税	120,537	120,022	120,028	117,129	119,469
	軽自動車税	2,594	2,695	2,861	2,990	3,194
	市たばこ税	14,518	14,439	13,947	14,768	15,523
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	4,822	4,783	4,704	5,269	4,949
	都市計画税	15,722	15,615	15,585	15,281	15,423

※ 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

# IV 市 民 税



## 1 調定額の推移（現年課税分）

（単位：千円）

区 分		年 度	調 定 額				
			30	31・元	2	3	4
個 人	普通徴収	均等割	130,504	131,044	151,450	145,431	147,367
		所得割	4,927,356	5,002,292	4,901,177	4,776,918	5,246,613
		計	5,057,860	5,133,336	5,052,627	4,922,349	5,393,980
	特別徴収	均等割	479,378	489,646	478,322	485,160	487,011
		所得割	15,790,298	16,115,352	16,572,536	16,459,860	16,652,141
		計	16,269,676	16,604,998	17,050,858	16,945,020	17,139,152
	小 計	均等割	609,882	620,690	629,772	630,591	634,378
		所得割	20,717,654	21,117,644	21,473,713	21,236,778	21,898,754
		計	21,327,536	21,738,334	22,103,485	21,867,369	22,533,132
法 人	均 等 割	890,680	915,679	892,724	902,298	939,634	
	法 人 税 割	2,329,969	2,313,746	1,847,444	1,905,740	2,058,509	
	計	3,220,649	3,229,425	2,740,168	2,808,038	2,998,143	
合 計			24,548,185	24,967,759	24,843,653	24,675,407	25,531,275

## 2 納税義務者数の推移（現年課税分）

（単位：人）

区 分		年 度	納税義務者数				
			30	31・元	2	3	4
個 人	普通徴収		49,926	50,211	50,106	48,153	49,076
	特別徴収		124,329	127,169	130,079	131,942	132,087
	小 計		174,255	177,380	180,185	180,095	181,163
法 人			8,294	8,384	8,443	8,601	8,725
合 計			182,549	185,764	188,628	188,696	189,888

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

### 3 決算状況の推移

税目	年度 区分	30			31・元		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税		25,391,841	24,462,401	96.34	25,789,532	24,916,585	96.62
現年課税分		24,548,185	24,196,324	98.57	24,967,759	24,622,059	98.62
滞納繰越分		843,656	266,077	31.54	821,773	294,526	35.84
個人		22,131,745	21,241,734	95.98	22,527,833	21,688,456	96.27
現年課税分		21,327,536	20,982,708	98.38	21,738,334	21,399,460	98.44
均等割		609,882	600,021	98.38	620,690	611,014	98.44
所得割		20,717,654	20,382,687	98.38	21,117,644	20,788,446	98.44
滞納繰越分		804,209	259,026	32.21	789,499	288,996	36.60
法人		3,260,096	3,220,667	98.79	3,261,699	3,228,129	98.97
現年課税分		3,220,649	3,213,616	99.78	3,229,425	3,222,599	99.79
均等割		890,680	888,735	99.78	915,679	913,743	99.79
法人税割		2,329,969	2,324,881	99.78	2,313,746	2,308,856	99.79
滞納繰越分		39,447	7,051	17.87	32,274	5,530	17.13



(単位：千円、%)

2			3			4		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
25,634,908	24,843,940	96.91	25,376,800	24,737,464	97.48	26,097,127	25,519,540	97.79
24,843,653	24,525,621	98.72	24,675,406	24,446,729	99.07	25,531,274	25,268,482	98.97
791,255	318,319	40.23	701,394	290,735	41.45	565,853	251,058	44.37
22,876,346	22,138,484	96.77	22,520,963	21,902,144	97.25	23,082,048	22,521,170	97.57
22,103,485	21,825,840	98.74	21,867,368	21,644,665	98.98	22,533,131	22,277,036	98.86
629,772	621,808	98.74	630,590	624,115	98.97	634,377	627,115	98.86
21,473,713	21,204,032	98.74	21,236,778	21,020,550	98.98	21,898,754	21,649,921	98.86
772,861	312,644	40.45	653,595	257,479	39.39	548,917	244,134	44.48
2,758,562	2,705,456	98.07	2,855,837	2,835,320	99.28	3,015,079	2,998,370	99.45
2,740,168	2,699,781	98.53	2,808,038	2,802,064	99.79	2,998,143	2,991,446	99.78
892,724	879,560	98.53	902,298	900,377	99.79	939,634	937,535	99.78
1,847,444	1,820,221	98.53	1,905,740	1,901,687	99.79	2,058,509	2,053,911	100
18,394	5,675	30.85	47,799.00	33,256	69.57	16,936	6,924	41

#### 4 個人市民税

##### (1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）

区 分	年 度		30		31・元	
			調定額	構成比	調定額	構成比
普 通 徴 収			5,057,860,300	23.72	5,133,335,900	23.61
特 別 徴 収			16,269,675,340	76.28	16,604,998,288	76.39
合 計			21,327,535,640	100.00	21,738,334,188	100.00

##### (2) 納税義務者数等の推移

区 分	年 度		30		31・元	
			納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市 民 税 合 計			174,255	100.00	177,380	100.00
均等割のみ			10,152	5.83	10,443	5.89
所得割のみ			0	0.00	0	0.00
均等割と所得割			164,103	94.17	166,937	94.11
普 通 徴 収			49,926	28.65	50,211	28.31
均等割のみ			5,207	2.99	5,366	3.03
所得割のみ			0	0.00	0	0.00
均等割と所得割			44,719	25.66	44,845	25.28
特 別 徴 収			124,329	71.35	127,169	71.69
均等割のみ			4,945	2.84	5,077	2.86
所得割のみ			0	0.00	0	0.00
均等割と所得割			119,384	68.51	122,092	68.83
特別徴収義務者数			35,046		36,125	

(単位：円、%)

2		3		4	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
5,052,627,100	22.86	4,922,348,200	22.51	5,393,979,600	23.94
17,050,857,951	77.14	16,945,020,085	77.49	17,139,151,709	76.06
22,103,485,051	100.00	21,867,368,285	100.00	22,533,131,309	100.00

(単位：人、%)

2		3		4	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
180,185	100.00	180,095	100.00	181,163	100.00
10,490	5.82	10,506	5.83	10,475	5.78
0	0.00	0	0.00	0	0.00
169,695	94.18	169,589	94.17	170,688	94.22
50,106	27.81	48,153	26.74	49,076	27.09
5,374	2.98	5,115	2.84	5,110	2.82
0	0.00	0	0.00	0	0.00
44,732	24.83	43,038	23.90	43,966	24.27
130,079	72.19	131,942	73.26	132,087	72.91
5,116	2.84	5,391	2.99	5,365	2.96
0	0.00	0	0.00	0	0.00
124,963	69.35	126,551	70.27	126,722	69.95
36,434		36,527		36,877	

(3) 納税義務者の状況（令和5年度当初）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	5,352	18,732	-	-	141,568
営業等所得者	886	3,101	-	-	6,276
農業所得者	15	53	-	-	37
その他の所得者	4,283	14,991	-	-	22,834
家屋敷等のみ	144	504	-	-	-
合計	10,680	37,381	0	0	170,715

(4) 特別徴収義務者等の状況（令和5年度当初）

（単位：人、千円）

区分	特別徴収義務者数	納税義務者数		特別徴収税額 A = B + C	特別徴収税額の内訳	
		納税義務者数	うち均等割のみ		所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に係る分	37,376	124,481	3,924	17,133,226	16,697,650	435,576
年金特徴に係る分	7	24,293	4,170	817,520	751,261	66,259

(単位：人、千円)

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 F	所得割額 G	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 A+C+E
		納税義務者数 H=A+E	均等割額 I=B+F	納税義務者数 J=C+E	所得割額 K=D+G	
495,488	18,549,726	146,920	514,220	141,568	18,549,726	146,920
21,966	999,914	7,162	25,067	6,276	999,914	7,162
130	4,908	52	183	37	4,908	52
79,919	2,636,883	27,117	94,910	22,834	2,636,883	27,117
-	-	144	504	-	-	144
597,503	22,191,431	181,395	634,884	170,715	22,191,431	181,395

## (5) 課税状況の推移（各年度当初）

(単位：人、千円)

区分 年度	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税 額
30	172,137	602,482	162,163	20,360,662	172,137	20,963,144
31・元	175,717	615,012	165,478	20,859,482	175,717	21,474,494
2	178,108	623,380	167,935	21,213,217	178,108	21,836,597
3	178,484	624,695	168,189	20,842,984	178,484	21,467,679
4	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944	22,213,192
5	181,395	634,884	170,715	22,191,431	181,395	22,826,315

## (6) 市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）

区 分	年 度	納 税 義務者数	前年度 対 比	市 民 税					所得割額
				所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	
普通 徴収	30	49,926	101.3	4,927,356	130,504	5,057,860	102.2	23.7	3,278,930
	1	50,211	100.6	5,002,292	131,044	5,133,336	101.5	23.6	3,329,118
	2	50,106	100.4	4,901,177	151,450	5,052,627	99.9	23.2	3,265,931
	3	48,153	95.9	4,776,918	145,431	4,922,349	95.9	22.5	3,183,076
	4	49,076	97.9	5,246,613	147,367	5,393,979	106.8	23.9	3,496,420
特別 徴収	30	124,329	101.9	15,790,298	479,378	16,269,676	102.0	76.3	10,530,275
	1	127,169	102.3	16,115,352	489,646	16,604,998	102.1	76.4	10,746,485
	2	130,079	104.6	16,572,536	478,322	17,050,858	104.8	78.4	11,045,606
	3	131,942	103.8	16,459,860	485,160	16,945,020	102.0	77.5	10,970,310
	4	132,087	101.5	16,652,141	487,011	17,139,152	100.5	76.1	11,097,941
合 計	30	174,255	101.7	20,717,654	609,882	21,327,536	102.1	100.0	13,809,205
	1	177,380	101.8	21,117,644	620,690	21,738,334	101.9	100.0	14,075,603
	2	180,185	103.4	21,473,713	629,772	22,103,485	103.6	100.0	14,311,537
	3	180,095	101.5	21,236,778	630,591	21,867,368	100.6	100.0	14,153,386
	4	181,163	100.5	21,898,754	634,378	22,533,131	101.9	100.0	14,594,359

## (7) 市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）

区 分 年 度	調 定 額		
	市 民 税	県 民 税	合 計
30	21,327,536	14,070,582	35,398,118
31・元	21,738,334	14,341,612	36,079,946
2	22,103,485	14,581,413	36,684,898
3	21,867,368	14,423,592	36,290,960
4	22,533,131	14,866,185	37,399,316

(単位：千円 (千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

県 民 税				合 計				
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
55,928	3,334,858	102.2	23.7	8,206,286	186,432	8,392,718	102.2	23.7
56,161	3,385,279	101.5	23.6	8,331,410	187,205	8,518,615	101.5	23.6
65,159	3,331,090	99.9	23.2	8,167,108	216,609	8,383,717	99.9	23.2
62,598	3,245,674	95.9	22.5	7,959,994	208,029	8,168,023	95.9	22.5
63,432	3,559,852	106.9	23.9	8,743,033	210,799	8,953,832	106.8	23.9
205,449	10,735,724	102.0	76.3	26,320,573	684,827	27,005,400	102.0	76.3
209,849	10,956,334	102.1	76.4	26,861,837	699,495	27,561,332	102.1	76.4
204,718	11,250,324	104.8	78.4	27,618,142	683,040	28,301,182	104.8	78.4
207,609	11,177,918	102.0	77.5	27,430,170	692,769	28,122,939	102.0	77.5
208,393	11,306,334	100.5	76.1	27,750,082	695,404	28,445,486	100.5	76.1
261,377	14,070,582	102.1	100.0	34,526,859	871,259	35,398,118	102.1	100.0
266,010	14,341,613	101.9	100.0	35,193,247	886,700	36,079,947	101.9	100.0
269,877	14,581,414	103.6	100.0	35,785,250	899,649	36,684,899	103.6	100.0
270,206	14,423,592	100.6	100.0	35,390,164	900,798	36,290,962	100.6	100.0
271,826	14,866,185	102.0	100.0	36,493,115	906,203	37,399,318	101.9	100.0

(単位：千円、% (小数第二位を四捨五入))

収 入 済 額			県民税按分率
市 民 税	県 民 税	合 計	
20,982,708	13,843,010	34,825,718	39.7
21,399,460	14,118,027	35,517,487	39.7
21,825,840	14,398,236	36,224,076	39.7
21,644,665	14,276,678	35,921,343	39.7
22,277,035	14,697,209	36,974,244	39.7

## 5 法人市民税

### (1) 納税義務者数・調定額等の推移

年度	区分	納税義務者数	前年度対比	額	
				均等割額	法人税割額
30		8,294	101.5	875,736,800	2,269,017,100
				14,943,400	60,951,500
31・元		8,384	101.1	898,179,400	2,251,631,500
				17,499,500	62,114,400
2		8,443	101.8	874,034,500	1,795,456,400
				18,689,700	51,987,600
3		8,601	102.6	880,990,800	1,852,388,000
				21,306,700	53,352,400
4		8,725	103.3	913,392,300	1,997,142,100
				26,241,400	61,367,100

### (2) 月別調定額の状況

月・年度	区分	均 等 割 額			法
		現 年 度	過 年 度	計	現 年 度
4	3	33,919,600	14,619,300	48,538,900	41,346,500
	4	36,476,800	15,456,800	51,933,600	53,534,200
5	3	115,881,800	1,258,000	117,139,800	200,260,100
	4	123,867,400	3,807,700	127,675,100	191,014,400
6	3	163,207,800	1,313,600	164,521,400	400,157,800
	4	164,170,000	2,628,600	166,798,600	512,490,700
7	3	82,690,400	737,500	83,427,900	194,316,100
	4	89,412,700	864,900	90,277,600	166,284,800
8	3	50,111,400	798,800	50,910,200	109,300,000
	4	56,739,900	1,074,800	57,814,700	124,605,600
9	3	49,169,200	1,069,900	50,239,100	73,881,000
	4	48,647,100	289,000	48,936,100	78,456,700
10	3	64,588,700	438,200	65,026,900	89,548,500
	4	67,688,300	41,600	67,729,900	77,059,400
11	3	146,218,100	100,000	146,318,100	447,915,400
	4	134,230,200	245,700	134,475,900	459,643,500
12	3	57,933,900	204,000	58,137,900	109,261,700
	4	72,085,500	700,000	72,785,500	157,669,800
1	3	26,305,400	200,000	26,505,400	46,513,200
	4	29,829,600	769,900	30,599,500	45,498,000
2	3	41,296,800	91,600	41,388,400	59,378,600
	4	42,779,300	145,800	42,925,100	61,300,300
3	3	49,667,700	475,800	50,143,500	80,509,100
	4	47,465,500	216,600	47,682,100	69,584,700
計	3	880,990,800	21,306,700	902,297,500	1,852,388,000
	4	913,392,300	26,241,400	939,633,700	1,997,142,100



(単位：社、%、円)

計	合計	前年度対比	収入済額	収納率
3,144,753,900	3,220,648,800	104.7	3,213,617,421	99.78
75,894,900				
3,149,810,900	3,229,424,800	100.3	3,222,599,252	99.79
79,613,900				
2,669,490,900	2,740,168,200	84.9	2,699,791,100	98.53
70,677,300				
2,733,378,800	2,808,037,900	102.5	2,802,064,260	99.79
74,659,100				
2,910,534,400	2,998,142,900	106.8	2,991,446,386	99.78
87,608,500				

(単位：円、%)

人 税 割 額		合計	構成比	前年度対比
過年度	計			
26,569,600	67,916,100	116,455,000	4.1	79.7
42,415,000	95,949,200	147,882,800	4.9	127.0
6,111,000	206,371,100	323,510,900	11.5	101.9
2,722,600	193,737,000	321,412,100	10.7	99.4
4,104,800	404,262,600	568,784,000	20.3	88.1
5,647,500	518,138,200	684,936,800	22.8	120.4
3,356,300	197,672,400	281,100,300	10.0	116.9
1,899,700	168,184,500	258,462,100	8.6	91.9
2,155,300	111,455,300	162,365,500	5.8	85.0
708,800	125,314,400	183,129,100	6.1	112.8
261,700	74,142,700	124,381,800	4.4	95.5
1,128,500	79,585,200	128,521,300	4.3	103.3
521,300	90,069,800	155,096,700	5.5	91.2
2,042,800	79,102,200	146,832,100	4.9	94.7
687,500	448,602,900	594,921,000	21.2	115.4
1,966,400	461,609,900	596,085,800	19.9	100.2
665,900	109,927,600	168,065,500	6.0	146.9
765,900	158,435,700	231,221,200	7.7	137.6
6,930,900	53,444,100	79,949,500	2.8	83.1
577,800	46,075,800	76,675,300	2.6	95.9
984,900	60,363,500	101,751,900	3.6	114.4
213,900	61,514,200	104,439,300	3.5	102.6
1,003,200	81,512,300	131,655,800	4.7	157.2
1,278,200	70,862,900	118,545,000	4.0	90.0
53,352,400	1,905,740,400	2,808,037,900	100.0	102.5
61,367,100	2,058,509,200	2,998,142,900	100.0	106.8

## (3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位：社、%)

事業種目 \ 年度	2		3		4	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業・林業	26	0.3	29	0.3	27	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0.0	1	0.0	1	0.0
D 建設業	1,407	16.7	1,443	16.8	1,463	16.8
E 製造業	908	10.8	900	10.5	875	10.0
F 電気・ガス 熱供給・水道業	18	0.2	25	0.3	30	0.3
G 情報通信業	239	2.8	244	2.8	270	3.1
H 運輸業	342	4.1	342	4.0	354	4.1
I 卸売・小売業	2,192	26.0	2,186	25.4	2,206	25.3
J 金融・保険業	134	1.6	137	1.6	145	1.7
K 不動産業、 物品賃貸業	792	9.4	863	10.0	843	9.7
L 学習研究、 専門・技術サービス	519	6.1	482	5.6	506	5.8
M 宿泊、 飲食サービス業	492	5.8	479	5.6	502	5.8
N 生活関連サービス業 娯楽業	337	4.0	354	4.1	365	4.2
O 教育、学習支援業	131	1.6	124	1.4	129	1.5
P 医療、福祉	350	4.1	401	4.7	397	4.6
Q 複合サービス業	24	0.3	24	0.3	23	0.3
R サービス業	532	6.3	567	6.6	589	6.8
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	8,443	100.0	8,601	100.0	8,725	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

# V 固 定 資 產 稅



## 1 資産別調定額の推移（現年課税分）

（単位：千円、％）

年度 \ 区分	土 地	家 屋	償却資産	合 計	前年度対比
H 3 0	8,614,280	7,891,930	2,016,603	18,522,813	99.6
				18,522,813	99.6
H 3 1・R 1	8,569,053	8,174,630	2,037,324	18,781,007	101.4
				18,781,007	101.4
R 2	8,546,334	8,486,484	2,010,504	19,043,322	101.4
				19,043,322	101.4
R 3	8,425,418	8,215,272	1,924,054	18,564,744	97.5
				18,564,744	97.5
R 4	8,469,224	8,613,832	2,074,294	19,157,350	103.2
				19,157,350	103.2

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

## 2 決算状況の推移

税目	年度・区分	30			31・元		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税		18,952,527	18,556,505	97.91	19,208,213	18,777,750	97.76
		18,952,527		97.91	19,208,213		97.76
純固定資産税		18,910,292	18,514,270	97.91	19,168,487	18,738,024	97.75
		18,910,292		97.91	19,168,487		97.75
現年課税分		18,522,812	18,364,685	99.15	18,781,007	18,599,886	99.04
		18,522,812		99.15	18,781,007		99.04
土地		8,614,279	8,540,756	99.15	8,569,053	8,486,415	99.04
		8,614,279		99.15	8,569,053	8,486,415	99.04
家屋		7,891,930	7,824,545	99.15	8,174,630	8,095,795	99.04
償却資産		2,016,603	1,999,384	99.15	2,037,324	2,017,676	99.04
	(配分償却資産再掲)	626,448	626,448	(100)	630,556	630,556	(100)
滞納繰越分		387,480	149,585	38.60	387,480	138,138	35.65
		387,480	149,585	38.60	387,480	138,138	35.65
交付金 (H16～H19：交付金+納付金)		42,235	42,235	100.00	39,726	39,726	100.00
	交付金	42,235	42,235	100.00	39,726	39,726	100.00
納付金		—	—	—	—	—	—

※ 下段は徴収猶予分を含む。

(単位：千円、%)

2			3			4		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
19,497,426	19,054,598	97.73	19,034,179	18,703,417	98.26	19,508,789	19,230,318	98.57
19,497,426		97.73	19,034,179		98.26	19,508,789		98.57
19,457,885	19,015,057	97.72	18,994,826	18,664,064	98.26	19,471,520	19,193,049	98.57
19,457,885		97.72	18,994,826		98.26	19,471,520		98.57
19,043,322	18,854,042	99.01	18,564,744	18,465,802	99.47	19,157,350	19,062,364	99.50
19,043,322		99.01	18,564,744		99.47	19,157,350		99.50
8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47	8,469,224	8,427,232	99.50
8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47	8,469,224	8,427,232	99.50
8,486,484	8,402,132	99.01	8,215,272	8,171,488	99.47	8,613,832	8,571,123	99.50
2,010,504	1,990,521	99.01	1,924,054	1,913,799	99.47	2,074,294	2,064,009	99.50
628,535	628,535	(100)	639,035	639,035	(100)	650,606	650,606	(100)
414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10	314,170	130,685	41.60
414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10	314,170	130,685	41.60
39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00	37,269	37,269	100.00
39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00	37,269	37,269	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 3 土地に関する概要（令和5年度当初）

#### (1) 納税義務者数に関する調

区分	総数（人）	法定免税点未満のもの	
		（人）	（人）
個人法人の別			
個人	84,080	2,169	81,911
法人	2,792	70	2,722
計	86,872	2,239	84,633

#### (2) 総括表

区分 地目	地積				決定		
	非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ)	総額	法定免税点 未満のもの	
	(㎡)(イ)	(㎡)(ロ)	(㎡)(ハ)	(㎡)(ニ)	(千円)(ホ)	(千円)(ヘ)	
田	一般田	252,465	8,119,525	733,486	7,386,039	776,491	70,221
	宅地介在田等	125,729	304,606	38	304,568	16,831,560	1,375
畑	一般畑	285,906	3,175,214	261,241	2,913,973	202,379	16,649
	宅地介在畑等	3,615	301,395	290	301,105	18,024,562	706
宅地	小規模住宅用地		14,421,411	45,081	14,376,330	1,066,943,527	1,180,789
	一般住宅用地		3,170,166	356	3,169,810	149,825,689	11,647
	非住宅用地(商業地等)		6,056,614	331	6,056,283	414,965,816	7,878
	計	1,093,175	23,648,191	45,768	23,602,423	1,631,735,032	1,200,314
塩田				0			
鉱泉地				0			
池沼	518,201	2,568	0	2,568	13,258	0	
山林	一般山林				0		
	宅地介在山林等	26,757	85,051	10,109	74,942	316,385	715
牧場				0			
原野	74,223	47,205	7,633	39,572	115,408	552	
雑種地	ゴルフ場の用地				0		
	遊園地等の用地				0		
	鉄軌道用地(単体利用)	659	378,021	0	378,021	11,653,035	0
	鉄軌道用地(複合利用)	8,411	102,003	0	102,003	8,867,267	0
	その他の雑種地	597,954	3,370,755	813	3,369,942	115,854,500	9,897
	計	607,024	3,850,779	813	3,849,966	136,374,802	9,897
その他	17,726,782						
合計	20,713,877	39,534,534	1,059,378	38,475,156	1,804,389,877	1,300,429	



価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ)-(ハ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	非課税地 筆数 (筆)(リ)	評価 総筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
706,270	774,651	1,009	13,443	1,323	12,120	96	101
16,830,185	5,817,978	493	873	6	867	55,257	119,434
185,730	202,379	1,146	7,954	733	7,221	64	100
18,023,856	6,130,826	36	957	2	955	59,804	115,802
1,065,762,738	177,756,989		114,394	1,023	113,371	73,983	431,729
149,814,042	49,925,669		24,382	61	24,321	47,261	207,740
414,957,938	274,727,426		19,685	70	19,615	68,515	425,879
1,630,534,718	502,410,084	1,829	158,461	1,154	157,307	69,000	431,729
13,258	9,328	153	6	0	6	5,163	50,384
0					278		
315,670	207,048	107	317	39	278	3,720	62,365
0							
114,856	77,505	319	279	56	223	2,445	69,576
11,653,035	7,301,094	12	884	0	884	30,826	68,621
8,867,267	5,875,802		378	0	378	86,931	227,010
115,844,603	79,252,241	1,775	11,658	72	11,586	34,371	277,722
136,364,905	92,429,137	1,787	12,920	72	12,848	35,415	
		105,021					
1,803,089,448	608,058,936	111,900	195,210	3,385	191,825	45,641	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地目		筆 数			
		30	31・元	2	3
田		13,532	13,396	13,322	13,246
畑		8,468	8,395	8,358	8,289
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	109,510	110,526	111,377	112,049
	小規模住宅用地以外のもの	23,672	23,789	23,913	24,012
	非住宅用	19,588	19,535	19,571	19,478
	宅地	152,770	153,850	154,861	155,539
池	沼	5	5	5	6
山	林	310	296	288	288
原	野	232	230	225	224
鉄軌道用地(単体利用)		889	887	887	887
鉄軌道用地(複合利用)		377	377	377	377
雑種地		11,385	11,314	11,317	11,451
合 計		187,968	188,750	189,640	190,307

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地目		地 積			
		30	31・元	2	3
田		8,044,294	7,967,634	7,920,258	7,847,571
畑		3,341,071	3,309,943	3,280,746	3,250,086
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	13,861,613	14,020,144	14,131,383	14,227,873
	小規模住宅用地以外のもの	3,218,720	3,203,792	3,189,517	3,183,424
	非住宅用	6,102,089	6,064,963	6,045,888	6,027,850
	宅地	23,182,422	23,288,899	23,366,788	23,439,147
池	沼	1,646	1,646	1,646	2,568
山	林	84,775	80,337	78,298	77,326
原	野	44,175	42,525	42,119	41,970
鉄軌道用地(単体利用)		379,034	378,898	378,898	378,557
鉄軌道用地(複合利用)		101,849	101,849	101,849	101,849
雑種地		3,353,986	3,333,743	3,337,102	3,344,013
合 計		38,533,252	38,505,474	38,507,704	38,483,087

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

		前 年 度 对 比					
4	5	30	31·元	2	3	4	5
13,081	12,987	99.1	99.0	99.4	99.4	98.8	99.3
8,196	8,176	99.1	99.1	99.6	99.2	98.9	99.8
112,723	113,371	101.0	100.9	100.8	100.6	100.6	100.6
24,174	24,321	101.1	100.5	100.5	100.4	100.7	100.6
19,517	19,615	99.3	99.7	100.2	99.5	100.2	100.5
156,414	157,307	100.8	100.7	100.7	100.4	100.6	100.6
6	6	71.4	100.0	100.0	120.0	100.0	100.0
286	278	97.8	95.5	97.3	100.0	99.3	97.2
221	223	97.9	99.1	97.8	99.6	98.7	100.9
884	884	100.0	99.8	100.0	100.0	99.7	100.0
378	378	101.6	100.0	100.0	100.0	100.3	100.0
11,560	11,586	100.7	99.4	100.0	101.2	101.0	100.2
191,026	191,825	100.6	100.4	100.5	100.4	100.4	100.4

		前 年 度 对 比					
4	5	30	31·元	2	3	4	5
7,779,921	7,690,607	99.3	99.0	99.4	99.1	99.1	98.9
3,225,039	3,215,078	99.3	99.1	99.1	99.1	99.2	99.7
14,304,327	14,376,330	101.2	101.1	100.8	100.7	100.5	100.5
3,174,242	3,169,810	99.8	99.5	99.6	99.8	99.7	99.9
6,038,636	6,056,283	98.5	99.4	99.7	99.7	100.2	100.3
23,517,205	23,602,423	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	100.4
2,568	2,568	58.4	100.0	100.0	156.0	100.0	100.0
77,182	74,942	100.0	94.8	97.5	98.8	99.8	97.1
41,204	39,572	98.9	96.3	99.0	99.6	98.2	96.0
378,021	378,021	99.3	100.0	100.0	99.9	99.9	100.0
102,003	102,003	102.1	100.0	100.0	100.0	100.2	100.0
3,341,929	3,369,942	98.8	99.4	100.1	100.2	99.9	100.8
38,465,072	38,475,156	99.9	99.9	100.0	99.9	100.0	100.0

(5) 土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）

区分・年度 地目		決定価格			
		30	31・元	2	3
田		22,554,125	21,244,977	20,296,346	18,929,314
畑		20,966,079	20,136,937	19,300,944	19,003,334
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	1,017,067,947	1,029,302,932	1,037,343,919	1,059,645,327
	小規模住宅用地以外のもの	154,090,727	153,035,031	151,802,462	151,530,688
	非住宅用地	419,543,201	414,012,292	411,260,135	416,426,201
	宅地計	1,590,701,875	1,596,350,255	1,600,406,516	1,627,602,216
池	沼	13,800	13,800	13,800	13,375
山	林	400,235	330,510	313,086	328,556
原	野	263,331	263,183	253,549	249,695
鉄軌道用地（単体利用）		11,135,245	11,130,598	11,130,598	11,678,616
鉄軌道用地（複合利用）		8,534,226	8,534,226	8,534,226	8,882,407
雑種地		122,604,557	120,187,594	119,435,604	117,631,424
合計		1,777,173,473	1,778,192,080	1,779,684,669	1,804,318,937

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(6) 土地の課税標準額の推移

区分・年度 地目		課税標準額			
		30	31・元	2	3
田		8,294,326	7,819,866	7,604,583	6,909,917
畑		7,362,042	7,079,666	6,779,471	6,543,305
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	169,162,779	171,448,635	172,869,794	172,740,614
	小規模住宅用地以外のもの	51,349,939	51,007,736	50,600,306	49,745,729
	非住宅用地	283,129,978	279,795,469	278,138,632	273,995,976
	宅地計	503,642,696	502,251,840	501,608,732	496,482,319
池	沼	9,688	9,688	9,688	9,410
山	林	276,022	228,286	216,325	213,776
原	野	184,050	183,911	177,168	171,331
鉄軌道用地（単体利用）		7,041,120	7,039,551	7,039,551	7,028,936
鉄軌道用地（複合利用）		5,864,472	5,864,472	5,864,472	5,862,819
雑種地		85,005,128	83,332,020	82,822,026	80,380,375
合計		617,679,544	613,809,300	612,122,016	603,602,188

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

		前 年 度 对 比					
4	5	30	31·元	2	3	4	5
17,982,775	17,536,455	97.1	94.2	95.5	93.3	95.0	97.5
18,305,577	18,209,586	98.7	96.0	95.8	98.5	96.3	99.5
1,061,158,336	1,065,762,738	101.8	101.2	100.8	102.1	100.1	100.4
150,479,011	149,814,042	99.5	99.3	99.2	99.8	99.3	99.6
414,466,312	414,957,938	98.3	98.7	99.3	101.3	99.5	100.1
1,626,103,659	1,630,534,718	100.6	100.4	100.3	101.7	99.9	100.3
13,258	13,258	98.5	100.0	100.0	96.9	99.1	100.0
324,930	315,670	95.7	82.6	94.7	104.9	98.9	97.2
248,163	114,856	98.3	99.9	96.3	98.5	99.4	46.3
11,653,035	11,653,035	103.9	100.0	100.0	104.9	99.8	100.0
8,867,292	8,867,267	101.9	100.0	100.0	104.1	99.8	100.0
116,413,549	115,844,603	97.6	98.0	99.4	98.5	99.0	99.5
1,799,912,238	1,803,089,448	100.4	100.1	100.1	101.4	99.8	100.2

		前 年 度 对 比					
4	5	30	31·元	2	3	4	5
6,721,825	6,522,625	95.9	94.3	97.2	90.9	97.3	97.0
6,427,046	6,316,320	97.9	96.2	95.8	96.5	98.2	98.3
175,976,583	177,560,639	101.9	101.4	100.8	99.9	101.9	100.9
49,976,522	49,921,787	99.5	99.3	99.2	98.3	100.5	99.9
274,125,183	274,721,973	97.9	98.8	99.4	98.5	100.0	100.2
500,078,288	502,204,399	99.4	99.7	99.9	99.0	100.7	100.4
9,328	9,328	98.2	100.0	100.0	97.1	99.1	100.0
212,088	206,333	94.3	82.7	94.8	98.8	99.2	97.3
170,269	76,957	97.9	99.9	96.3	96.7	99.4	45.2
7,216,926	7,301,094	104.2	100.0	100.0	99.8	102.7	101.2
5,874,411	5,875,802	101.3	100.0	100.0	100.0	100.2	100.0
79,606,111	79,245,460	97.4	98.0	99.4	97.1	99.0	99.5
606,316,292	607,758,318	99.1	99.4	99.7	98.6	100.4	100.2

#### 4 家屋に関する概要（令和5年度当初）

##### (1) 納税義務者数に関する調

区分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個人	103,442	631	102,811
法人	3,174	34	3,140
計	106,616	665	105,951

##### (2) 総括表

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木造	総数	82,259	8,675,894	260,639,526	30,042
	法定免税点未満のもの	622	23,677	63,012	2,661
	法定免税点以上のもの	81,637	8,652,217	260,576,514	30,117
木造以外	総数	18,269	8,176,894	396,576,677	48,500
	法定免税点未満のもの	132	2,949	13,885	4,708
	法定免税点以上のもの	18,137	8,173,945	396,562,792	48,515
計	総数	100,528	16,852,788	657,216,203	38,997
	法定免税点未満のもの	754	26,626	76,897	2,888
	法定免税点以上のもの	99,774	16,826,162	657,139,306	39,055
非課税家屋		288	203,119		

参考

実際免税点の額 200,000

(3) 家屋

ア 木造

種類	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
専用住宅	71,635	7,374,474	231,462,520	31,387
共同住宅・寄宿舍	2,410	570,715	16,195,270	28,377
併用住宅	3,341	440,904	8,220,168	18,644
旅館・料亭・ホテル	12	804	6,870	8,545
事務所・銀行・店舗	876	102,100	2,938,595	28,782
劇場・病院	58	10,771	407,475	37,831
工場・倉庫	1,069	73,872	514,006	6,958
土蔵	12	536	2,292	4,276
附属家	2,846	101,718	892,330	8,773
計	82,259	8,675,894	260,639,526	30,042

イ 木造以外

種類	構造別	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	65	348,668	19,316,636	55,401
	鉄筋コンクリート造	1,014	2,032,163	140,752,770	69,263
	鉄骨造	2,478	805,268	36,653,028	45,517
	軽量鉄骨造	7,587	1,324,969	46,717,587	35,259
	レンガ造・コンクリートブロック造	11	2,386	54,180	22,707
	計	11,155	4,513,454	243,494,201	53,949
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	48	221,430	12,450,083	56,226
	鉄筋コンクリート造	381	500,023	31,208,751	62,415
	鉄骨造	3,761	2,716,270	106,368,643	39,160
	軽量鉄骨造	2,462	218,746	2,980,200	13,624
	レンガ造・コンクリートブロック造	462	6,971	74,799	10,730
	計	7,114	3,663,440	153,082,476	41,787
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	113	570,098	31,766,719	55,722
	鉄筋コンクリート造	1,395	2,532,186	171,961,521	67,910
	鉄骨造	6,239	3,521,538	143,021,671	40,613
	軽量鉄骨造	10,049	1,543,715	49,697,787	32,194
	レンガ造・コンクリートブロック造	473	9,357	128,979	13,784
	計	18,269	8,176,894	396,576,677	48,500

ウ 令和4年中の新增築分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種 類	区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
専用住宅		1,003	105,469	8,360,364	79,268
共同住宅・寄宿舎		39	11,350	923,246	81,343
併用住宅		11	1,871	138,879	74,227
旅館・料亭・ホテル		0	0	0	
事務所・銀行・店舗		14	2,473	168,699	68,216
劇場・病院		2	578	38,486	66,585
工場・倉庫		1	64	3,530	55,156
土蔵		0	0	0	
附属家		5	183	10,487	57,306
計		1,075	121,988	9,643,691	79,054
	(うち増築部分)	4	51	4,179	

(イ) 木造以外

種類	構造別	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
舗 事 務 所 ・ 百 貨 ・ 店 店	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	2,711	301,635	111,263
	鉄骨造	5	4,225	470,275	111,308
	軽量鉄骨造	2	501	52,456	104,703
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	8	7,437	824,366	110,847
住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	6	11,778	1,435,382	121,870
	鉄骨造	21	6,847	675,745	98,692
	軽量鉄骨造	77	13,830	1,357,958	98,189
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	104	32,455	3,469,085	106,889
病 院 ・ ホ テ ル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	4,062	453,894	111,742
	鉄骨造	1	739	98,412	133,169
	軽量鉄骨造	0	0	0	
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	2	4,801	552,306	115,040
工 場 市 場 倉 庫 ・	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	14	5,840	476,429	81,580
	軽量鉄骨造	13	575	28,545	49,643
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	27	6,415	504,974	78,718
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	0	0	0	
	軽量鉄骨造	0	125	11,214	89,712
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	0	125	11,214	89,712
	合計	141	51,233	5,361,945	104,658
	(うち増築部分)	2	1,499	152,662	

※ (イ) 木造以外で種類が事務所・店舗・百貨店のうち、鉄筋コンクリート造の棟数(棟)が空欄であるのは、同一棟内の別種類(床面積の大きな部分)で棟数をカウントしているため



エ 令和4年中の減少分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種 類	区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
専用住宅		710	58,216	937,999	16,112
共同住宅・寄宿舍		14	1,899	25,710	13,539
併用住宅		47	6,012	84,752	14,097
旅館・料亭・ホテル		0	0	0	
事務所・銀行・店舗		6	326	2,876	8,822
劇場・病院		0	0	0	
工場・倉庫		20	2,496	8,695	3,484
土蔵		0	0	0	
附属家		62	1,975	8,104	4,103
計		859	70,924	1,068,136	15,060

(イ) 木造以外

種 類	区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
事務所・店舗・百貨店		15	3,716	131,813	35,472
住宅・アパート		53	15,014	437,830	29,161
病院・ホテル		0	0	0	
工場・倉庫・市場		38	14,516	203,518	14,020
その他		3	6,277	546,026	86,988
合計		109	39,523	1,319,187	33,378

オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移

(単位：戸、㎡、千円)

区分		年度					
		30	31・元	2	3	4	5
地方税法附則 第15条の6第1項	戸数	3,981	3,698	3,547	3,308	3,055	2,945
	床面積	373,887	349,899	334,921	314,492	293,610	280,872
	軽減税額	182,705	180,998	175,674	160,399	158,093	155,913
地方税法附則 第15条の6第2項	戸数	2,206	2,638	2,570	2,850	2,293	2,150
	床面積	261,720	277,939	264,649	251,806	188,222	137,372
	軽減税額	174,258	172,155	166,753	161,159	126,537	96,155
地方税法附則 第15条の7第1項	戸数	1,977	2,011	1,949	1,793	1,682	1,444
	床面積	215,190	218,248	210,517	192,271	179,958	154,468
	軽減税額	106,573	114,559	114,366	100,655	98,050	87,812
地方税法附則 第15条の7第2項	戸数	9	8	8	7	5	10
	床面積	907	787	787	667	511	1,101
	軽減税額	444	395	409	337	274	650
地方税法附則 第15条の8第1項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
地方税法附則 第15条の8第2項	戸数	138	138	174	174	316	219
	床面積	4,647	4,647	6,029	6,029	10,875	7,642
	軽減税額	3,597	3,597	4,796	4,499	8,936	6,512
地方税法附則 第15条の8第3項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
地方税法附則 第15条の8第4項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
地方税法附則 第15条の9第1項	戸数	2	1	2			
	床面積	184	51	195			
	軽減税額	26	5	19			
地方税法附則 第15条の9第4項	戸数	12	5	4	1	7	10
	床面積	1,007	357	387	89	520	814
	軽減税額	100	77	29	7	72	92
地方税法附則 第15条の9第9項	戸数	2		1	2	6	6
	床面積	228		67	172	551	539
	軽減税額	19		19	26	85	105
地方税法附則 第15条の9第10項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成21年附則 第8条第13項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成24年附則 第8条第11項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成27年附則 第17条第10項	戸数	147	99	9			
	床面積	9,002	5,977	479			
	軽減税額	4,716	3,257	245			
平成27年附則 第17条第12項	戸数	264	118	20			
	床面積	9,801	4,029	770			
	軽減税額	6,113	2,424	499			

区分		年度					
		30	31・元	2	3	4	5
平成28年附則 第18条第11項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成28年附則 第18条第12項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成30年附則 第20条第8項	戸数	58	58	58			
	床面積	3,404	3,404	3,404			
	軽減税額	1,873	1,873	1,873			
合 計	戸数	8,796	8,774	8,342	8,135	7,364	6,784
	床面積	879,977	865,338	822,205	765,526	674,247	582,808
	軽減税額	480,424	479,340	464,682	427,082	392,047	347,239

## 5 償却資産に関する概要（令和5年度当初）

（単位：千円）

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構築物	46,236,558	46,199,136	4,073	46,195,063
機械及び装置	26,747,185	26,067,708	19,853	26,047,855
船舶	13,646	13,646	0	13,646
航空機	0	0	0	0
車両及び運搬具	2,035,920	2,035,920	0	2,035,920
工具・器具及び備品	24,470,210	24,435,430	144	24,435,286
小計	99,503,519	98,751,840	24,070	98,727,770
地方税法 第389 条関係	総務大臣が価格等 を決定したもの	50,849,213	45,989,992	
	都道府県知事が価格等 を決定したもの	0	0	
合計	150,352,732	144,741,832	24,070	98,727,770

## 6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

（単位：件、％）

区分 年度	土地	家屋	土地・家屋	償却資産	合計	前年度対比
30	472	181	895	172	1,720	103.4
31・元	445	190	834	182	1,651	96.0
2	371	135	708	103	1,317	79.8
3	400	163	794	127	1,484	112.7
4	456	179	882	145	1,662	112.0
5	436	185	886	138	1,645	99.0

## 7 国有資産等所在市町村交付金の推移

（単位：千円、％、人）

区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数
30	9,275,399	3,016,784	42,235	100.5	10
31・元	8,839,053	2,837,637	39,727	94.1	10
2	8,803,777	2,451,695	39,541	99.5	10
3	8,765,549	2,810,956	39,353	99.5	10
4	8,367,664	2,315,050	37,252	94.7	10
5	8,335,869	2,315,052	37,115	99.6	10

# VI 都 市 計 画 税



## 1 資産別調定額の推移（現年課税分）

単位：千円、％)

年度 \ 区分	土 地	家 屋	合 計	前年度対比
30	1,404,911	1,016,457	2,421,368	99.5
			2,421,368	99.5
31・元	1,398,609	1,049,884	2,448,493	101.1
			2,448,493	101.1
2	1,394,821	1,082,960	2,477,781	101.2
			2,477,781	101.2
3	1,376,194	1,050,495	2,426,689	97.9
			2,426,689	97.9
4	1,386,352	1,091,127	2,477,479	102.1
			2,477,479	102.1

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

## 2 決算状況の推移

税目	年度	30			31・元		
	区分	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
都市計画税		2,473,520	2,420,441	97.85	2,500,017	2,442,958	97.72
		2,473,520		97.85	2,500,017		97.72
現年課税分		2,421,369	2,400,117	99.12	2,448,492	2,424,215	99.01
		2,421,369		99.12	2,448,492		99.01
土地		1,404,911	1,392,581	99.12	1,398,609	1,384,741	99.01
		1,404,911		99.12	1,398,609		99.01
家屋		1,016,458	1,007,536	99.12	1,049,883	1,039,474	99.01
滞納繰越分		52,151	20,324	38.97	51,525	18,743	36.38
		52,151		38.97	51,525		36.38

※ 下段は徴収猶予分を含む。

## 3 都市計画税の概要（令和5年度当初）

### (1) 都市計画区域の面積

令和5年1月1日現在

市の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化調整区域 B (千㎡)	計 (A + B) ※ (千㎡)
60,240	28,720	31,590	60,310

※ 平成26年10月より市の面積は変更となっている（60.31千㎡→60.24千㎡）が、都市計画区域の面積は従前のおり。



(単位：千円、%)

2			3			4		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,533,058	2,474,193	97.68	2,483,820	2,440,131	98.24	2,518,905	2,482,502	98.55
2,533,058		97.68	2,483,820		98.24	2,518,905		98.55
2,477,781	2,452,401	98.98	2,426,689	2,413,373	99.45	2,477,479	2,464,801	99.49
2,477,781		98.98	2,426,689		99.45	2,477,479		99.49
1,394,821	1,380,534	98.98	1,376,194	1,368,643	99.45	1,386,352	1,379,258	99.49
1,394,821		98.98	1,376,194		99.45	1,386,352		99.49
1,082,960	1,071,867	98.98	1,050,495	1,044,730	99.45	1,091,127	1,085,543	99.49
55,277	21,792	39.42	57,131	26,758	46.84	41,426	17,701	42.73
55,277		39.42	57,131		46.84	41,426		42.73

## (2) 土地・家屋の推移

区 分			年 度				
			30	31・元	2	3	
土  地	地積	宅地等	宅 地	15,978	16,039	16,084	16,124
			その他	1,606	1,561	1,549	1,529
			計	17,584	17,600	17,633	17,653
		農 地	919	884	851	813	
		計	18,503	18,484	18,484	18,466	
	筆数	宅地等	宅 地	94,684	95,457	96,179	96,722
			その他	6,758	6,608	6,561	6,626
			計	101,442	102,065	102,740	103,348
		農 地	2,437	2,350	2,285	2,202	
		計	103,879	104,415	105,025	105,550	
	決定価格	宅地等	宅 地	1,365,653,528	1,369,972,252	1,373,346,515	1,400,121,938
			その他	107,076,254	104,058,216	103,083,215	101,870,802
			計	1,472,729,782	1,474,030,468	1,476,429,730	1,501,992,740
		農 地	40,569,562	38,719,255	36,779,376	35,328,586	
		計	1,513,299,344	1,512,749,723	1,513,209,106	1,537,321,326	
	課税標準額	宅地等	宅 地	605,600,921	605,219,875	605,175,954	599,788,673
			その他	73,488,592	71,399,490	70,735,240	68,239,715
			計	679,089,513	676,619,365	675,911,194	668,028,388
農 地		26,658,557	25,537,035	24,296,350	22,770,475		
計		705,748,070	702,156,400	700,207,544	690,798,863		
家  屋	床面積	木 造	6,321	6,396	6,455	6,502	
		木造以外	6,514	6,584	6,684	6,635	
		計	12,835	12,980	13,139	13,137	
	棟数	木 造	60,222	60,737	61,162	61,523	
		木造以外	34,296	34,856	35,277	13,303	
		計	94,518	95,593	96,439	74,826	
	決定価格	木 造	182,946,604	191,927,894	199,758,806	191,610,079	
		木造以外	324,956,740	332,801,537	342,154,873	337,196,419	
		計	507,903,344	524,729,431	541,913,679	528,806,498	
	課税標準額	木 造	182,945,641	191,926,931	199,757,454	191,448,100	
		木造以外	324,546,208	332,409,448	341,953,136	334,627,376	
		計	507,491,849	524,336,379	541,710,590	526,075,476	

(単位：千㎡、千円、%)

4	5	前年度対比					
		30	31・元	2	3	4	5
16,164	16,212	100.2	100.4	100.3	100.2	100.2	100.3
1,510	1,484	97.1	97.2	99.2	98.7	98.8	98.3
17,674	17,696	99.9	100.1	100.2	100.1	100.1	100.1
781	750	97.1	96.2	96.3	95.5	96.1	96.0
18,455	18,446	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9	100.0
97,197	97,678	100.7	100.8	100.8	100.6	100.5	100.5
6,652	6,604	99.8	97.8	99.3	101.0	100.4	99.3
103,849	104,282	100.7	100.6	100.7	100.6	100.5	100.4
2,096	2,019	97.4	96.4	97.2	96.4	95.2	96.3
105,945	106,301	100.6	100.5	100.6	100.5	100.4	100.3
1,398,130,483	1,401,766,451	100.7	100.3	100.2	101.9	99.9	100.3
100,423,028	98,850,911	97.5	97.2	99.1	98.8	98.6	98.4
1,498,553,511	1,500,617,362	100.5	100.1	100.2	101.7	99.8	100.1
33,689,449	33,094,278	98.2	95.4	95.0	96.1	95.4	98.2
1,532,242,960	1,533,711,640	100.4	100.0	100.0	101.6	99.7	100.1
606,079,119	609,357,729	99.8	99.9	100.0	99.1	101.0	100.5
67,523,153	66,554,222	97.1	97.2	99.1	96.5	98.9	98.6
673,602,272	675,911,951	99.5	99.6	99.9	98.8	100.8	100.3
22,178,956	21,494,574	97.5	95.8	95.1	93.7	97.4	96.9
695,781,228	697,406,525	99.5	99.5	99.7	98.7	100.7	100.2
6,563	6,609	101.3	101.2	100.9	100.7	100.9	100.7
6,782	6,787	101.4	101.1	101.5	99.3	102.2	100.1
13,345	13,396	101.4	101.1	101.2	100.0	101.6	100.4
61,921	62,163	101.0	100.9	100.7	100.6	100.6	100.4
13,446	13,477	101.1	101.6	101.2	37.7	101.1	100.2
75,367	75,640	101.1	101.1	100.9	77.6	100.7	100.4
199,060,867	206,000,915	98.0	104.9	104.1	95.9	103.9	103.5
347,980,444	351,140,192	100.4	102.4	102.8	98.6	103.2	100.9
547,041,311	557,141,107	99.5	103.3	103.3	97.6	103.4	101.8
199,049,644	205,992,578	98.0	104.9	104.1	95.8	104.0	103.5
347,784,050	350,943,799	100.5	102.4	102.9	97.9	103.9	100.9
546,833,694	556,936,377	99.6	103.3	103.3	97.1	103.9	101.8



## VII 特別土地保有稅



## 1 調定額の推移

(単位：千円)

区分		年度				
		30	31・元	2	3	4
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
	取得分	958,400	958,400	958,400	958,400	958,400
	計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
合計		1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900

※ 特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

## 2 納税義務者数の推移

(単位：人)

区分		年度				
		30	31・元	2	3	4
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	1	1	1	1	1
	取得分	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
合計		2	2	2	2	2

### 3 決算状況の推移

(単位：件、円、%)

年度	区分	件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度対比
30	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
31 ・ 元	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
2	現年課税分		0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
3	現年課税分		0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
4	現年課税分		0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-



VIII

諸

税



1 軽自動車税（種別割）

(1) 税率区分別調定額の推移（各年度末）

（単位：円、％）

車 種		税率区分	税率	30	31・元	2	3	4	
自動 機 付 車	50cc以下（ミニカーを除く）			2,000	16,366,000	15,662,000	15,018,000	14,712,000	14,414,000
	90cc以下			2,000	1,192,000	1,162,000	1,128,000	1,162,000	1,140,000
	125cc以下			2,400	6,945,600	7,264,800	7,452,000	7,807,200	8,304,000
	ミニカー			3,700	573,500	606,800	610,500	725,200	736,300
軽 自 動 車	2輪車（250cc以下）			3,600	10,641,600	10,656,000	10,904,400	11,167,200	11,412,000
	3輪車 （660cc以下）		継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	13,800	9,200	13,800	13,800	13,800
			小計		13,800	9,200	13,800	13,800	13,800
	乗用営業用		継続税率	5,500	0	0	0	0	0
			標準税率	6,900	0	0	0	6,900	20,700
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	0	0	0
			小計		0	0	0	6,900	20,700
	乗用自家用		継続税率	7,200	149,472,000	134,546,400	117,878,400	103,161,600	89,301,600
			標準税率	10,800	61,268,400	86,227,200	111,466,800	138,542,400	179,301,600
			75%軽課	2,700	0	0	0	0	0
			50%軽課	5,400	2,392,200	2,122,200	1,792,800	1,101,600	0
			25%軽課	8,100	8,739,900	9,963,000	11,121,300	11,283,300	0
			重課税率	12,900	78,767,400	85,230,300	93,034,800	100,000,800	107,340,900
			小計		300,639,900	318,089,100	335,294,100	354,089,700	375,944,100
	4輪以上 （660cc以下）		継続税率	3,000	1,593,000	1,449,000	1,368,000	1,347,000	1,242,000
			標準税率	3,800	801,800	1,318,600	1,884,800	2,485,200	3,036,200
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
25%軽課			2,900	81,200	121,800	75,400	92,800	0	
重課税率			4,500	553,500	666,000	796,500	972,000	1,057,500	
小計				3,029,500	3,555,400	4,124,700	4,897,000	5,335,700	
貨物自家用		継続税率	4,000	17,020,000	14,356,000	12,004,000	10,044,000	8,440,000	
		標準税率	5,000	6,280,000	8,670,000	11,565,000	14,030,000	16,835,000	
		75%軽課	1,300	0	0	0	0	0	
		50%軽課	2,500	0	0	0	0	0	
		25%軽課	3,800	486,400	668,800	490,200	418,000	0	
		重課税率	6,000	13,734,000	14,634,000	14,946,000	15,192,000	15,582,000	
		小計		37,520,400	38,328,800	39,005,200	39,684,000	40,857,000	
殊小 車 自 動 特	農耕作業用			2,400	1,648,800	1,600,800	1,572,000	1,528,800	1,557,600
	その他（フォークリフト等）			5,900	1,781,800	1,787,700	1,846,700	1,829,000	1,817,200
2輪の小型自動車（250cc超）			6,000	19,254,000	19,860,000	20,442,000	20,652,000	22,158,000	
過 年 度				76,000	98,500	154,400	58,000	36,400	
現 年 課 税 分				399,682,900	418,681,100	437,565,800	458,332,800	483,746,800	
滞 納 繰 越 分				19,181,507	17,208,370	17,587,896	13,980,169	12,717,574	
合 計				418,864,407	435,889,470	455,153,696	472,312,969	496,464,374	
前 年 度 対 比				106.2	104.1	104.4	103.8	105.1	

## (2) 税率区分別課税台数の推移（現年課税分・各年度末）

（単位：円、台、％）

車 種		税率区分	税率	30	31・元	2	3	4		
自動 機付 車	50cc以下（ミニカーを除く）			2,000	8,183	7,831	7,509	7,356	7,207	
	90cc以下			2,000	596	581	564	581	570	
	125cc以下			2,400	2,894	3,027	3,105	3,253	3,460	
	ミニカー			3,700	155	164	165	196	199	
軽 自 動 車	2輪車（250cc以下）			3,600	2,956	2,960	3,029	3,102	3,170	
	3輪車 （660cc以下）		継続税率	3,100	0	0	0	0	0	
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0	
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0	
			50%軽課	2,000	0	0	0	0	0	
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0	
			重課税率	4,600	3	2	3	3	3	
			小計		3	2	3	3	3	
	乗用営業用		継続税率	5,500	0	0	0	0	0	
			標準税率	6,900	0	0	0	1	3	
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0	
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0	
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0	
			重課税率	8,200	0	0	0	0	0	
			小計		0	0	0	1	3	
	乗用自家用		継続税率	7,200	20,760	18,687	16,372	14,328	12,403	
			標準税率	10,800	5,673	7,984	10,321	12,828	16,602	
			75%軽課	2,700	0	0	0	0	0	
			50%軽課	5,400	443	393	332	204	0	
			25%軽課	8,100	1,079	1,230	1,373	1,393	0	
			重課税率	12,900	6,106	6,607	7,212	7,752	8,321	
			小計		34,061	34,901	35,610	36,505	37,326	
	4輪以上 （660cc以下）		貨物営業用	継続税率	3,000	531	483	456	449	414
				標準税率	3,800	211	347	496	654	799
				75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
				50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
				25%軽課	2,900	28	42	26	32	0
重課税率				4,500	123	148	177	216	235	
小計					893	1,020	1,155	1,351	1,448	
貨物自家用		継続税率	4,000	4,255	3,589	3,001	2,511	2,110		
		標準税率	5,000	1,256	1,734	2,313	2,806	3,367		
		75%軽課	1,300	0	0	0	0	0		
		50%軽課	2,500	0	0	0	0	0		
		25%軽課	3,800	128	176	129	110	0		
		重課税率	6,000	2,289	2,439	2,491	2,532	2,597		
		小計		7,928	7,938	7,934	7,959	8,074		
小型 特殊 車	農耕作業用			2,400	687	667	655	637	649	
	その他（フォークリフト等）			5,900	302	303	313	310	308	
2輪の小型自動車（250cc超）			6,000	3,209	3,310	3,407	3,442	3,693		
過 年 度				18	36	26	20	11		
合 計				61,885	62,740	63,475	64,716	66,121		
前年度対比				101.1	101.4	101.2	102.0	102.2		

## 2 軽自動車税（環境性能割）

### (1) 月別調定額の推移（現年課税分）

（単位：円、％）

年度 月	2	3	4	前年度対比
4 月	1,260,800	1,624,600	2,675,700	164.7
5 月	1,566,200	1,703,300	3,943,400	231.5
6 月	821,000	1,622,800	2,968,900	182.9
7 月	724,700	1,341,600	1,945,700	145.0
8 月	1,516,600	1,692,500	2,947,100	174.1
9 月	1,246,300	1,762,100	2,744,900	155.8
10 月	1,201,000	1,355,500	2,222,200	163.9
11 月	1,708,800	1,099,500	2,799,800	254.6
12 月	1,687,900	1,454,600	3,576,200	245.9
1 月	1,583,400	2,030,500	2,235,200	110.1
2 月	1,221,700	1,239,600	2,266,900	182.9
3 月	1,929,600	2,995,300	3,294,500	110.0
合 計	16,468,000	19,921,900	33,620,500	168.8

※軽自動車税（環境性能割）は、令和元年10月1日以後取得分から課税・当分の間埼玉県が賦課徴収

※調定は、納付月の翌々月に処理（例：令和元年10月分は同年12月に調定）

### 3 市たばこ税

#### (1) 月別調定額の推移（現年課税分）

（単位：円、％）

年度 月	30	31・元	2	3	4	前年度対比
4月	193,163,379	186,589,517	181,267,839	190,175,030	215,797,735	113.5
5月	168,845,153	192,616,524	173,996,947	193,512,090	203,905,327	105.4
6月	193,545,472	190,162,849	178,786,874	187,699,753	202,868,694	108.1
7月	182,396,681	187,548,210	189,665,970	195,447,664	206,815,076	105.8
8月	185,464,921	191,207,747	182,454,344	206,334,318	208,183,081	100.9
9月	185,054,590	203,042,601	181,861,953	195,330,759	231,771,270	118.7
10月	248,706,688	196,922,446	241,906,076	255,735,675	212,671,089	83.2
11月	140,494,318	184,499,605	158,948,615	156,423,012	205,832,729	131.6
12月	186,987,313	178,726,758	165,523,047	193,293,341	205,334,044	106.2
1月	194,887,988	193,480,424	212,581,133	214,839,217	225,558,506	105.0
2月	184,901,891	174,437,401	175,367,545	187,825,310	192,767,706	102.6
3月	170,547,466	179,740,273	171,726,207	181,486,336	187,161,076	103.1
過年度			531	64,657		
合計	2,234,995,860	2,258,974,355	2,214,087,081	2,358,167,162	2,498,666,333	106.0

#### (2) 月別本数の推移（現年課税分）

（単位：本、円、％）

年度 月	30	31・元	2	3	4	前年度対比
4月	37,271,020	33,068,747	31,846,072	31,064,200	32,936,163	106.0
5月	32,301,541	34,136,039	30,568,684	31,609,293	31,121,082	98.5
6月	37,004,619	33,694,602	31,410,203	30,659,875	30,962,866	101.0
7月	34,915,654	33,239,999	33,321,499	31,925,460	31,565,183	98.9
8月	35,496,355	33,876,439	32,054,523	33,703,744	31,773,975	94.3
9月	35,425,287	35,979,238	31,950,449	31,906,364	35,374,126	110.9
10月	47,526,686	34,769,484	42,499,311	41,773,224	32,458,958	77.7
11月	24,962,254	32,413,358	25,962,374	23,873,762	31,415,252	131.6
12月	31,571,129	31,358,669	27,037,414	29,501,426	31,339,140	106.2
1月	34,521,466	33,988,272	33,558,479	31,575,685	34,425,902	109.0
2月	32,766,824	30,646,065	28,630,811	28,666,867	29,421,201	102.6
3月	30,208,282	31,577,701	28,039,829	27,689,941	28,565,488	103.2
過年度			314	150,366		
合計	413,971,117	398,748,613	376,879,962	374,100,207	381,359,336	101.9
1本当たりの税額	5.398917	5.665159	5.874781	6.303571	6.552000	

## 4 事業所税

### (1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位：者、円、%)

区 分	事業に係る事業所税				合 計	前年度 対 比	
	現年課税分			滞納繰越分			
	資産割	従業者割	計				
30	納税義務者数	395	57	403		403	100.2
	調 定 額	662,694,500	80,663,200	743,357,700	1,388,000	744,745,700	101.3
31 ・ 元	納税義務者数	392	55	402		402	99.8
	調 定 額	671,172,500	78,841,200	750,013,700	2,443,300	752,457,000	101.0
2	納税義務者数	391	60	403		403	100.2
	調 定 額	686,403,600	82,784,700	769,188,300	4,161,000	773,349,300	102.8
3	納税義務者数	431	56	438		438	108.7
	調 定 額	726,525,800	90,869,400	817,395,200	26,556,700	843,951,900	109.1
4	納税義務者数	401	58	409		409	93.4
	調 定 額	701,170,900	93,969,600	795,140,500	2,584,000	797,724,500	94.5

※ 「納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数





IX

徵

收



1 口座振替等の利用状況

(1) 口座振替の利用状況

(単位：人、%)

税目	年度	納税義務者数	口座振替利用者数	利用率
市・県民税 (普通徴収)	R 2	47,639	10,422	21.88
	R 3	44,351	9,696	21.86
	R 4	41,249	9,600	23.27
固定資産税 都市計画税	R 2	120,257	43,233	35.95
	R 3	120,745	43,764	36.25
	R 4	121,560	43,263	35.59
軽自動車税 (種別割)	R 2	47,870	2,921	6.10
	R 3	48,583	2,838	5.84
	R 4	49,208	2,700	5.49
国民健康保険税	R 2	46,709	11,827	25.32
	R 3	46,175	11,719	25.38
	R 4	45,707	11,190	24.48
合 計	R 2	262,475	68,403	26.06
	R 3	259,854	68,017	26.18
	R 4	257,724	66,753	25.90

※各年度当初1期時点の数値(随時期課税分を除く)。

(2) 収納方法の利用状況(令和4年度)

(単位：人、%)

	窓口納付		コンビニ		スマホ決済(モバイル、LINEpay、PayPay、d払い、auPay、J-coiPay)		モバイルレジクレジット		口座振替		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県民税 (普通徴収) (%)	43,590 (25.01%)	3,710,062,564 (41.14%)	81,878 (46.98%)	2,397,091,454 (26.58%)	15,262 (8.76%)	409,519,911 (4.54%)	1,590 (0.91%)	61,339,937 (0.68%)	31,963 (18.34%)	2,439,103,562 (27.05%)	174,283 (100.00%)	9,017,117,428 (100.00%)
固定資産税・ 都市計画税 (%)	72,506 (21.07%)	10,351,240,996 (46.56%)	96,405 (28.01%)	3,465,377,614 (15.59%)	21,818 (6.34%)	507,587,978 (2.28%)	2,715 (0.79%)	71,136,170 (0.32%)	150,680 (43.79%)	7,838,619,000 (35.26%)	344,124 (100.00%)	22,233,961,758 (100.00%)
軽自動車税 (種別割) (%)	20,223 (30.59%)	146,404,377 (30.45%)	40,459 (61.20%)	298,173,209 (62.01%)	2,611 (3.95%)	17,356,600 (3.61%)	242 (0.37%)	1,787,350 (0.37%)	2,572 (3.89%)	17,140,100 (3.56%)	66,107 (100.00%)	480,861,636 (100.00%)
国民健康保険税 (%)	72,017 (21.99%)	2,064,469,159 (31.21%)	133,577 (40.79%)	2,189,629,050 (33.10%)	15,693 (4.79%)	234,806,067 (3.55%)	1,529 (0.47%)	34,634,746 (0.52%)	104,692 (31.97%)	2,091,745,700 (31.62%)	327,508 (100.00%)	6,615,284,722 (100.00%)
合計 (%)	208,336 (22.84%)	16,272,177,096 (42.43%)	352,319 (38.63%)	8,350,271,327 (21.78%)	55,384 (6.07%)	1,169,270,556 (3.05%)	6,076 (0.67%)	168,898,203 (0.44%)	289,907 (31.79%)	12,386,608,362 (32.30%)	912,022 (100.00%)	38,347,225,544 (100.00%)

【集計期間】 R 4年4月～R 5年3月(納税義務者数は当初1期末時点)

【集計税目】 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数

※ 納付書1枚につき、1件として計算

## 2 滞納処分状況の推移

### (1)-1 差押（市税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
不動産		142	114,054,743	69	55,819,059
電話加入権		0	0	0	0
債権		1,616	306,150,217	1,282	242,861,846
合計		1,758	420,204,960	1,351	298,680,905
	(前年度対比)	136.38	151.93	76.85	71.08

### (1)-2 差押（国民健康保険税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
不動産		132	122,710,962	61	47,739,673
電話加入権		0	0	0	0
債権		1,289	446,793,461	1,001	293,556,633
合計		1,421	569,504,423	1,062	341,296,306
	(前年度対比)	169.98	158.03	74.74	59.93

### (2)-1 交付要求（市税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
前年度繰越		106	28,318,356	74	32,669,013
要求分		160	42,570,903	185	56,128,093
配当受領分		81	11,470,932	70	14,964,730
取下・解除等		192	38,220,246	165	46,320,239
翌年度繰越		74	32,669,013	94	42,476,867

### (2)-2 交付要求（国民健康保険税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
要求分		67	38,493,316	76	31,082,323
配当受領分		18	4,114,286	23	6,150,789

### (3)-1 執行停止（市税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
市民税		1,466	87,020,784	1,135	59,156,646
固定資産税（都市計画税含む）		149	8,383,417	137	7,952,431
軽自動車税		384	1,874,316	379	1,764,614
特別土地保有税		0	0	0	0
事業所税		0	0	0	0
合計		1,999	97,278,517	1,651	68,873,691
	(前年度対比)	90.45	93.31	74.71	66.06

### (3)-2 執行停止（国民健康保険税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
国民健康保険税		4,716	422,677,499	3,506	305,534,459
	(前年度対比)	89.95	85.55	66.87	61.84

### (4)-1 不納欠損（市税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
市民税		1,809	104,224,805	1,411	75,144,499
固定資産税（都市計画税含む）		281	13,799,366	205	9,991,441
軽自動車税		601	2,279,113	342	1,387,763
特別土地保有税		0	0	0	0
事業所税		0	0	0	0
合計		2,691	120,303,284	1,958	86,523,703
	(前年度対比)	122.15	121.49	88.88	87.38

### (4)-2 不納欠損（国民健康保険税）

区分	年度	H30		H31・R1	
		件数	税額	件数	税額
国民健康保険税		4,704	411,348,971	3,537	305,986,941
	(前年度対比)	94.33	81.87	70.92	60.90

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
71	59,123,496	110	71,592,713	83	53,000,601
0	0	0	0	0	0
1,215	189,147,212	1,106	157,934,268	1,201	214,450,490
1,286	248,270,708	1,216	229,526,981	1,284	267,451,091
95.19	83.12	94.56	92.45	105.59	116.52

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
72	65,732,884	83	66,479,714	64	47,181,479
0	0	0	0	0	0
1,007	202,771,824	895	204,181,132	897	233,206,042
1,079	268,504,708	978	270,660,846	961	280,387,521
101.60	78.67	90.64	100.80	98.26	103.59

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
94	42,476,867	57	20,508,230	66	54,158,798
128	22,704,931	108	53,204,873	179	31,511,041
54	3,357,140	44	4,109,703	61	9,405,841
165	44,673,568	99	19,554,305	149	64,534,423
57	20,508,230	66	54,158,798	96	21,135,416

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
74	22,162,323	58	19,183,732	103	50,625,106
17	1,851,033	25	6,201,950	38	5,698,590

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
2,548	97,145,182	1,606	68,039,231	1,257	77,330,103
250	12,375,420	236	20,731,455	160	28,276,806
555	2,856,379	335	1,921,995	361	2,320,600
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	628,500
3,353	112,376,981	2,177	90,692,681	1,779	108,556,009
203.09	163.16	64.93	80.70	81.72	119.70

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
5,040	413,825,618	2,776	215,460,598	2,696	210,849,743
143.75	135.44	55.08	52.07	97.12	97.86

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,564	86,907,943	1,240	73,843,297	537	29,127,916
273	16,426,896	250	21,321,147	211	29,525,750
581	3,433,911	326	2,022,392	116	813,054
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	628,500
2,418	106,768,750	1,816	97,186,836	865	60,095,220
89.86	88.75	92.75	112.32	47.63	61.83

(単位：件、円、%)

R 2		R 3		R 4	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
5,077	407,552,647	3,423	205,472,158	2,179	102,288,607
143.54	133.19	67.42	50.42	63.66	49.78

### 3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位：千円、人、%)

区 分		年 度	H 3 0	H 3 1・R 1	R 2	R 3	R 4
税収入額	1 市 税	48,815,895	49,566,290	49,787,788	49,558,010	51,041,764	
	2 個人の県民税	14,013,960	14,308,715	14,604,510	14,446,531	14,858,285	
	3 合 計	62,829,855	63,875,005	64,392,298	64,004,541	65,900,049	
徴 税 費	人件費	4 基 本 給	360,717	349,396	352,781	347,935	345,408
		5 諸 手 当	255,778	245,450	247,480	241,648	226,801
		イ 超過勤務手当	50,405	41,201	37,559	35,990	29,760
		ロ 税務職手当	4,055	3,671	3,843	3,829	3,905
		ハ その他の手当	201,318	200,578	206,078	201,829	193,136
		6 そ の 他	177,116	170,135	174,650	170,283	191,787
		7 小 計	793,611	764,981	774,911	759,866	763,996
	需用費	8 旅 費	292	279	68	81	238
		9 賃 金	27,480	40,165	41,065	4,546	0
		10 そ の 他	153,247	184,589	133,868	139,555	421,854
		11 小 計	181,019	225,033	175,001	144,182	422,092
	類報する経費及びこれに	12 納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
		13 納税組合報償金	0	0	0	0	0
		14 納税組合補助金	0	0	0	0	0
		15 そ の 他	0	0	0	0	0
		16 小 計	0	0	0	0	0
		17 そ の 他	249,165	186,921	258,443	243,567	242,683
		18 合 計	1,223,795	1,176,935	1,208,355	1,147,615	1,428,771
徴収取扱費	19 県民税徴収取扱費	553,082	564,500	573,511	580,313	581,963	
	20 18 - 19	670,713	612,435	634,844	567,302	846,808	
税収入額に対する徴税費の割合	21 18 ÷ 3	1.95	1.84	1.88	1.79	2.17	
	22 20 ÷ 1	1.37	1.24	1.28	1.14	1.66	
徴税職員数	吏 員	110	117	119	120	119	
	そ の 他	0	0	0	0	0	
	23 合 計	110	117	119	120	119	
	ア ル バ イ ト	0	0	0	0	0	

X そ の 他





## 1 税外収入

(単位：円)

区 分	年 度				
	H 3 0	H 3 1・R 1	R 2	R 3	R 4
徴税手数料	19,080,100	15,428,500	13,461,950	14,065,200	15,039,800
総務管理費委託金	95,137	72,472	71,832	78,544	58,170
徴税费委託金	553,082,591	564,500,416	573,511,909	580,313,474	581,963,092
延滞金	41,425,112	50,062,370	51,758,278	65,498,876	66,192,334
土地改良区費賦課徴収交付金	2,061,032	2,056,722	2,109,903	2,095,881	2,054,105
雑入 (土地改良区費事務電算委託料)	1,565,218	1,565,218	1,595,000	1,595,000	1,595,000

## 2 徴税手数料

(単位：件、円)

区 分	R 2		R 3		R 4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税諸証明	34,158	6,831,600	35,813	7,162,600	39,980	7,996,000
資産税諸証明	15,553	5,410,150	16,647	5,639,800	17,544	5,561,800
納税証明	6,553	1,310,600	6,765	1,353,000	7,838	1,567,600
合 計	56,264	15,538,300	59,225	14,155,400	65,362	15,125,400

※上表の合計件数及び合計金額は、国民健康保険税納税証明書手数料を含むため、「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

### 3 電子計算機

#### (1) 電子計算機の利用に関する調

区分	入力原票	出力帳票	処理内容	
市 民 税	個人 普通徴収	給与支払報告書 年金支払報告書 市民税県民税申告書 確定申告書 公的年金支払報告書	市民税・県民税申告書 納税通知書兼変更通知書・納付書 調定表 課税状況等の調 個人査定リスト 世帯査定リスト	前年度課税マスターと1月1日現在の住民マスターを突合させ、対象者の申告書を作成、入力資料のエラー出力、資料合算、併徴処理、課税計算処理を行い、納税通知書・納付書等を作成。また、例月の各処理において税額変更通知書等を作成
	個人 特別徴収	給与支払報告書 総括表 市民税県民税申告書 確定申告書 異動届出書	税額決定・変更通知書 納入書 総括表 調定表 事業所索引簿 給報登録データ全件リスト	給与支払報告書及び申告書を入力し、前年度の特徴マスター及び1月1日現在の住民マスターと突合させ、特徴該当者を抽出し課税計算処理等を行い、異動届に基づき、全特処理、転勤処理、退職切替処理等を行う。また、各処理において税額通知書を作成
	法人	法人（設立・異動）届出書 予定・中間・確定・修正申告書 法人税額等通知書（都道府県から） 更正請求書	発送用予定・中間・確定申告書 納付書 更正・決定通知書・決議書 調定表 各種統計資料	宛名マスター・課税マスターに基づき、決算期を迎えた法人の予定・中間・確定申告書の作成、税額の算出、調定表・各種統計資料等の作成
固定資産税	土地（補充）課税台帳 家屋（補充）課税台帳 家屋評価調書 償却資産申告書 償却資産種類別明細書 償却資産更正連絡票	納税通知書・納付書 課税明細書 課税台帳兼名寄帳 土地・家屋価格縦覧台帳 調定表 評点数テーブル全件リスト 償却資産課税台帳兼評価調書 償却資産種類別明細書 申告者全件リスト	一筆一棟一資産ごとのデータから課税マスターを作成し、課税標準額を算出、納税者単位に名寄せして税額を算出後、納税通知書等を作成	
軽自動車税	軽自動車税（種別割）申告書	納税通知書・納付書 調定表 地区別調定表 台数調定表 非課税氏名順リスト 氏名順全件リスト 市外居住者通知 市外居住者リスト 死亡者リスト 通知書番号順リスト 標識交付証明書・廃車確認書	軽自動車等を車種別、ナンバープレート順に入力し、課税及び異動処理を行い、納税通知書等を作成	
事業所税	事業所等の新設（廃止）申告書 事業所税申告書 更正（決定）決議書 減免決定決議書	調定表 各種統計資料	申告書等を入力し、事業所マスターの作成、税額の算出、調定表・各種統計資料の作成	

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
収納管理	納入済通知書 消込用FD 収納マスター更正連絡表 納付書更正連絡表 不一致一覧表 各種事象データ 即時入力処理（各種更正処理・不一致処理） コンビニ速報・確報受信データ 共通納税納付情報データ	還付充当通知書 日計表 収納月計表・収納調定表 不一致一覧表 督促状・督促状発布者リスト コンビニ確認リスト コンビニ収納金明細書 共通納税確認リスト 共通納税収入金明細書	金融機関及びコンビニ収納（スマートフォン決済アプリを利用した納付情報を含む）、地方税共通納税システム納付に基づく収納のデータ取り込み、消し込み処理により、収納管理を行う
滞納管理	各種事象データ	再発行納付書 未納金税額明細書 各種滞納整理帳票 各種統計資料	滞納者の処分及び納付履歴を把握し、個人及び処分ごとの一元管理を行う
口座振替	口座振替（自動払込利用申込書）依頼書（兼廃止届） 口座振替（自動払込受付通知書）依頼書（兼廃止届）	口座振替件数表（銀行業務毎） 口座振替明細リスト 口座振替請求データ 口座振替領収データ 口座振替結果しらべ	指定金融機関等22行と、オンラインによるデータ伝送にて口座振替を実施。 口座振替の異動管理(新規登録・変更・解約)については、指定金融機関等との間で口座振替依頼書を受け渡しして行っている。

## (2) 電子計算機を用いた証明書

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	税証明交付請求書	課税証明書 非課税証明書	請求に基づき、課税マスターに課税資料が登録されている者のみ証明書を自動発行
		営業届出済証明書	請求に基づき、宛名マスターで所在地等を確認し、自動発行
固定資産税		課税台帳（兼）名寄帳 評価証明書、公課証明書 地方税法第422条の3の通知書 税額明細書 固定資産課税台帳の写し	請求に基づき、課税台帳に登録されている事項を証明書として自動発行
納 税 関 係		納税証明書「市・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）（一般用及び継続検査用）、（給与）特別徴収義務者用、事業所税」	請求に基づき、各税目の納税証明書を自動発行

#### 4 賦課徴収事務の電算化の変遷

昭和	33年	11月	市制施行	
	40年	4月	バローズ会計機を2台導入	
	42年	1月	市・県民税電算委託	
	44年	3月	固定資産税電算委託	
	45年	1月	国民健康保険税電算委託	
				軽自動車税電算委託
	47年	4月	口座振替制度実施	
	49年	4月	収納消込OCR機導入	
	50年	4月	固定資産税（償却資産）電算委託	
		6月	集合徴収制度実施	
				集合市税収納状況一覧表のコミフィッシュ化
	51年	4月	滞納繰越台帳電算導入	
				集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコミロール化
	53年	1月	固定資産税（宅地路線価評価方式）電算導入	
		6月	市・県民税（特徴）電算導入	
	54年	11月	集合市税催告書ヒートシール化	
	55年	3月	収納消込機器変更	
		4月	滞納繰越分消込電算併用	
		6月	軽自動車税催告書ヒートシール化	
	56年	6月	市・県民税（普徴）／固定資産税合算電算処理	
	57年	2月	市・県民税（特徴）自動照合電算処理	
		10月	固定資産税（C農地宅地並課税）賦課電算処理	
	58年	4月	端末機導入	
	59年	2月	漢字マスター完成	
		7月	OCR機種変更	
		11月	法人市民税電算処理	
				税の検索及び証明書発行オンライン稼働
	60年	6月	納税組合報奨金計算電算処理	
		8月	集合市税収納即時消込オンライン稼働	
				納組口座即時更新オンライン稼働
				宛名即時更新オンライン稼働
61年	4月	市税等の口座振替分MT交換開始（27行2農協）		
	5月	軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始		
62年	7月	市・県民税未申告者抽出電算処理		
63年	8月	滞納管理オンライン稼働		
平成	元年	10月	OCR機種変更	
	2年	8月	固定資産税課税台帳名寄帳光ディスク化	
		12月	法人市民税オフコン稼働	
	3年	7月	市・県民税（特徴）収納バッチ消込稼働	
	4年	4月	集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施	
	8年	4月	郵便局口座振替開始	
	8年	4月	地理情報システム稼働	
				土地評価システム稼働
	11年	4月	口座振替手数料改定	
	15年	4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼働	
	16年	4月	軽自動車税Web-Ringsシステム稼働	
				固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼働
				固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化
	17年	10月	平成元年～14年の固定資産税・都市計画税 過年度課税データのWeb化	
	19年	4月	市税等コンビニエンスストア収納開始	
	19年	8月	自動交付機による税証明の交付開始	
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼働 （経由機関とのデータ授受）	
	21年	12月	eLTAX「地方税電子申告システム」の導入 給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・ 公的年金支払報告書	
	23年	1月	国税連携開始	
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始	
30年	3月	個人市・県民税課税支援システム稼働		
令和	元年	10月	eLTAX「地方税共通納税システム」の導入（対象税目：法人市民 税、市・県民税（特徴）、事業所税）	
	2年	12月	スマートフォン決済アプリ（モバイルレジ、LINE Pay請求書支払 い、PayPay請求書払い）を利用した納付を開始	
	3年	2月	スマートフォン決済アプリにモバイルレジクレジットを追加	
	4年	2月	スマートフォン決済アプリにd払い請求書払い、au PAY（請求書 支払い）、Jcoin請求書払いを追加	
	5年	5月	地方税共通納税システムに係る対象税目の追加（対象税目：軽自 動車税（種別割）、固定資産税）	

# XI 参 考 资 料



# 1 市税の税率の変遷

税目		年度	平成25年度																																									
個人市民税	均等割	3,000 円																																										
	所得割 (総合課税)	6 %																																										
法人市民税	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円超</td> <td>50 人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超 50 億円以下</td> <td>50 人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 10 億円以下</td> <td>50 人超</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 10 億円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超 1 億円以下</td> <td>50 人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超 1 億円以下</td> <td>50 人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>50 人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	10 億円超	50 人以下	410,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	上記以外の法人等		50,000 円									
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																									
50 億円超	50 人超	3,000,000 円																																										
10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円																																										
10 億円超	50 人以下	410,000 円																																										
1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円																																										
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																										
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円																																										
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																										
1 千万円以下	50 人超	120,000 円																																										
上記以外の法人等		50,000 円																																										
法人税割	<b>不均一課税(再掲)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円 超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>年額 500 万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>年額 500 万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>				資本金等の額	法人税額	税率	1 億円 超	—	14.7/100	1 億円以下	年額 500 万円超	14.7/100	1 億円以下	年額 500 万円以下	12.9/100																												
資本金等の額	法人税額	税率																																										
1 億円 超	—	14.7/100																																										
1 億円以下	年額 500 万円超	14.7/100																																										
1 億円以下	年額 500 万円以下	12.9/100																																										
固定資産税		1.4%(再掲)																																										
軽自動車税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc 以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 1,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50cc を超え 90cc 以下</td> <td>// 1,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90cc を超え 125cc 以下</td> <td>// 1,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>// 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>// 1,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>// 4,700 円</td> </tr> <tr> <td>2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)</td> <td></td> <td>// 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)</td> <td>// 2,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 輪のもの(660cc 以下)</td> <td>// 3,100 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>// 5,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 輪以上</td> <td rowspan="2">           乗 用 { 営業用           自家用            貨 物 用 { 営業用           自家用         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>のもの (660cc 以下)</td> <td>// 7,200 円 // 3,000 円 // 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>(再掲)</td> <td>もっぱら雪上を走行するもの(660cc 以下)</td> <td>// 2,400 円</td> </tr> </tbody> </table>					原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 1,000 円		50cc を超え 90cc 以下	// 1,200 円		90cc を超え 125cc 以下	// 1,600 円		ミニカー	// 2,500 円	小型特殊自動車	農耕作業用	// 1,600 円		その他(フォークリフト等)	// 4,700 円	2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		// 4,000 円	軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 2,400 円		3 輪のもの(660cc 以下)	// 3,100 円			// 5,500 円		4 輪以上	乗 用 { 営業用 自家用 貨 物 用 { 営業用 自家用		のもの (660cc 以下)	// 7,200 円 // 3,000 円 // 4,000 円	(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc 以下)	// 2,400 円
原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 1,000 円																																										
	50cc を超え 90cc 以下	// 1,200 円																																										
	90cc を超え 125cc 以下	// 1,600 円																																										
	ミニカー	// 2,500 円																																										
小型特殊自動車	農耕作業用	// 1,600 円																																										
	その他(フォークリフト等)	// 4,700 円																																										
2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		// 4,000 円																																										
軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 2,400 円																																										
	3 輪のもの(660cc 以下)	// 3,100 円																																										
		// 5,500 円																																										
	4 輪以上	乗 用 { 営業用 自家用 貨 物 用 { 営業用 自家用																																										
	のもの (660cc 以下)		// 7,200 円 // 3,000 円 // 4,000 円																																									
(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc 以下)	// 2,400 円																																										
市たばこ税 (1,000 本につき)	5,262 円 (旧 3 級品)2,495 円)																																											
特別土地保有税	保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)																																											
入湯税	150 円(再掲)																																											
事業所税	資産割 1 m <sup>2</sup> 600 円 従業者割 0.25%(再掲)																																											
都市計画税	0.2%(再掲)																																											

税目		年度	平成26年度																																																	
個人市民税	均等割	3,500円 (令和5年度まで)																																																		
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																		
法人市民税	均等割	(再掲)																																																		
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円									
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																		
50億円超	50人超	3,000,000円																																																		
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																		
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																		
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																		
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																		
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																		
固定資産税		1.4%(再掲)																																																		
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>1,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>//</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>//</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>//</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>//</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>//</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td></td> <td>//</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>//</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td>乗用</td> <td>営業用 // 5,500円 自家用 // 7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>貨物用</td> <td>営業用 // 3,000円 自家用 // 4,000円</td> </tr> <tr> <td>(再掲)</td> <td>もつばら雪上を走行するもの(660cc以下)</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>				原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円		50ccを超え90cc以下	//	1,200円		90ccを超え125cc以下	//	1,600円		ミニカー	//	2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	//	1,600円		その他(フォークリフト等)	//	4,700円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//	4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	2,400円		3輪のもの(660cc以下)	//	3,100円		4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用 // 5,500円 自家用 // 7,200円			貨物用	営業用 // 3,000円 自家用 // 4,000円	(再掲)	もつばら雪上を走行するもの(660cc以下)	//	2,400円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円																																																	
	50ccを超え90cc以下	//	1,200円																																																	
	90ccを超え125cc以下	//	1,600円																																																	
	ミニカー	//	2,500円																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用	//	1,600円																																																	
	その他(フォークリフト等)	//	4,700円																																																	
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//	4,000円																																																	
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	2,400円																																																	
	3輪のもの(660cc以下)	//	3,100円																																																	
	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用 // 5,500円 自家用 // 7,200円																																																	
		貨物用	営業用 // 3,000円 自家用 // 4,000円																																																	
(再掲)	もつばら雪上を走行するもの(660cc以下)	//	2,400円																																																	
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																																			
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																			
入湯税	150円(再掲)																																																			
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																			
都市計画税	0.2%(再掲)																																																			



税目		年度	平成27年度																																																				
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																					
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																					
法人市民税	均等割	(再掲)																																																					
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超 10億円以下	50人超	400,000円		1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円												
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																					
50億円超	50人超	3,000,000円																																																					
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																					
10億円超	50人以下	410,000円																																																					
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																					
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																					
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																					
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																					
1千万円以下	50人超	120,000円																																																					
上記以外の法人等		50,000円																																																					
均等割	不均一課税(再掲)	<p>※新税率はH26.10.1以後開始の事業年度分から適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>			資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																																			
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																				
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																																				
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100																																																				
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																				
固定資産税		1.4%(再掲)																																																					
軽自動車税		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え 90cc以下</td> <td>// 1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え 125cc以下</td> <td>// 1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>// 2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>// 1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>// 4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>// 4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)</td> <td>// 2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>// 3,100円</td> <td>H27.3.31以前取得車両 年額 3,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用 // 5,500円</td> <td>// 6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 // 7,200円</td> <td>// 10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用 // 3,000円</td> <td>// 3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 // 4,000円</td> <td>// 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>			原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 1,000円			50ccを超え 90cc以下	// 1,200円			90ccを超え 125cc以下	// 1,600円			ミニカー	// 2,500円		小型特殊自動車	農耕作業用	// 1,600円			その他(フォークリフト等)	// 4,700円		2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	// 4,000円		軽自動車	2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)	// 2,400円			3輪のもの(660cc以下)	// 3,100円	H27.3.31以前取得車両 年額 3,900円		4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用 // 5,500円	// 6,900円		自家用 // 7,200円	// 10,800円		貨物用	営業用 // 3,000円	// 3,800円		自家用 // 4,000円	// 5,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 1,000円																																																					
	50ccを超え 90cc以下	// 1,200円																																																					
	90ccを超え 125cc以下	// 1,600円																																																					
	ミニカー	// 2,500円																																																					
小型特殊自動車	農耕作業用	// 1,600円																																																					
	その他(フォークリフト等)	// 4,700円																																																					
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	// 4,000円																																																					
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え 250cc以下)	// 2,400円																																																					
	3輪のもの(660cc以下)	// 3,100円	H27.3.31以前取得車両 年額 3,900円																																																				
	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用 // 5,500円	// 6,900円																																																			
			自家用 // 7,200円	// 10,800円																																																			
		貨物用	営業用 // 3,000円	// 3,800円																																																			
			自家用 // 4,000円	// 5,000円																																																			
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																																					
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																					
入湯税		150円(再掲)																																																					
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																					
都市計画税		0.2%(再掲)																																																					

税目		年度	平成28年度																																																																																													
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																														
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																														
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																														
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>					資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																												
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																														
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																														
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																														
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																														
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																														
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																														
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																														
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																														
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																														
上記以外の法人等		50,000円																																																																																														
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																															
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>//</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>//</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>//</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>//</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>//</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した車両</th> <th colspan="2">H27.3.31以前に</th> <th colspan="2">H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="3">H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th rowspan="2">取得後13年経過車両 重課</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>軽課</th> <th>本則</th> <th>軽課</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>//</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>//</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>//</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>//</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>					原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	//	2,000円		90ccを超え125cc以下	//	2,400円		ミニカー	//	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円		その他(フォークリフト等)	//	5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	//	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円	取得した車両	H27.3.31以前に		H27.4.1以後の新規取得車両		H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年経過車両 重課	本則	軽課	本則	軽課	75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)	年額	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの (660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	//	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	//	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	//	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																													
	50ccを超え90cc以下	//	2,000円																																																																																													
	90ccを超え125cc以下	//	2,400円																																																																																													
	ミニカー	//	3,700円																																																																																													
小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円																																																																																													
	その他(フォークリフト等)	//	5,900円																																																																																													
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	//	6,000円																																																																																													
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円																																																																																													
取得した車両	H27.3.31以前に		H27.4.1以後の新規取得車両		H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年経過車両 重課																																																																																								
	本則	軽課	本則	軽課	75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																																																									
3輪のもの(660cc以下)	年額	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																									
4輪以上のもの (660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																							
		自家用	//	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																							
	貨物用	営業用	//	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																							
		自家用	//	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																							
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,925円																																																																																															
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																															
入湯税	150円(再掲)																																																																																															
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																															
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																															

税目		年度	平成29年度																																																																																																
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																																	
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																	
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																																	
	法人税割	不均一課税																																																																																																	
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																																		
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>//</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>//</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>//</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>//</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>//</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に取得した車両</td> <td>H27.4.1以後の新規取得車両</td> <td>H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率</td> <td>取得後13年経過車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本則</td> <td>本則</td> <td>75%軽課</td> <td>50%軽課</td> <td>25%軽課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>//</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>//</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>//</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>//</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>					原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	//	2,000円		90ccを超え125cc以下	//	2,400円		ミニカー	//	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円		その他(フォークリフト等)	//	5,900円		2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	//	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円			H27.3.31以前に取得した車両	H27.4.1以後の新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率	取得後13年経過車両			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課		3輪のもの(660cc以下)	年額	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円		自家用	//	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円		貨物用	営業用	//	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円		自家用	//	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																																
	50ccを超え90cc以下	//	2,000円																																																																																																
	90ccを超え125cc以下	//	2,400円																																																																																																
	ミニカー	//	3,700円																																																																																																
小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円																																																																																																
	その他(フォークリフト等)	//	5,900円																																																																																																
	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	//	6,000円																																																																																																
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円																																																																																																
		H27.3.31以前に取得した車両	H27.4.1以後の新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率	取得後13年経過車両																																																																																														
		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																																												
	3輪のもの(660cc以下)	年額	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																											
	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																									
			自家用	//	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																									
		貨物用	営業用	//	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																									
			自家用	//	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																									
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)3,355円																																																																																																		
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																		
入湯税	150円(再掲)																																																																																																		
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																		
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																																		

税目		年度	平成30年度																																																																																														
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																															
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																															
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																															
	法人税割	不均一課税																																																																																															
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																																
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>//</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>//</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>//</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>//</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>//</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した車両</th> <th colspan="3">H27.3.31以前に取得した車両</th> <th colspan="3">H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="3">H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th rowspan="2">取得後13年経過車両 重課</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>//</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>//</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>//</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>//</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>					原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	//	2,000円		90ccを超え125cc以下	//	2,400円		ミニカー	//	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円		その他(フォークリフト等)	//	5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	//	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円	取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両			H27.4.1以後の新規取得車両			H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年経過車両 重課	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの (660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	//	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	//	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	//	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																														
	50ccを超え90cc以下	//	2,000円																																																																																														
	90ccを超え125cc以下	//	2,400円																																																																																														
	ミニカー	//	3,700円																																																																																														
小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円																																																																																														
	その他(フォークリフト等)	//	5,900円																																																																																														
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	//	6,000円																																																																																														
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円																																																																																														
取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両			H27.4.1以後の新規取得車両			H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年経過車両 重課																																																																																							
	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																																																										
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																											
4輪以上のもの (660cc以下)	乗用	営業用	//	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																								
		自家用	//	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																								
	貨物用	営業用	//	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																								
		自家用	//	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																								
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品)4,000円																																																																																																
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																
入湯税	150円(再掲)																																																																																																
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																																

税目		年度	平成31年度（令和元年度）																																																																										
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																											
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																											
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																											
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円																																	
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																											
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																											
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																											
10億円超	50人以下	410,000円																																																																											
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																											
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																											
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																											
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																											
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																											
上記以外の法人等		50,000円																																																																											
不均一課税		<p>※新税率はR1.10.1以後に開始する事業年度分から適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																								
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																										
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																																										
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																																										
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																										
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																											
軽自動車税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>// 2,000円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>// 2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>// 3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>// 2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>// 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>// 6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>// 3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した車両</th> <th colspan="2">H27.3.31以前に取得した車両</th> <th colspan="2">H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="4">H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th>取得後13年経過車両</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>// 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>// 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>// 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>// 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				原動機付自転車	年額	50cc以下(ミニカーを除く)	2,000円	50ccを超え90cc以下	// 2,000円	90ccを超え125cc以下	// 2,400円	ミニカー	// 3,700円	小型特殊自動車 農耕作業用	// 2,400円	その他(フォークリフト等)	// 5,900円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	// 6,000円	軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 3,600円	取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両		H27.4.1以後の新規取得車両		H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率				取得後13年経過車両	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	年額																																																																												
50cc以下(ミニカーを除く)	2,000円																																																																												
50ccを超え90cc以下	// 2,000円																																																																												
90ccを超え125cc以下	// 2,400円																																																																												
ミニカー	// 3,700円																																																																												
小型特殊自動車 農耕作業用	// 2,400円																																																																												
その他(フォークリフト等)	// 5,900円																																																																												
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	// 6,000円																																																																												
軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 3,600円																																																																												
取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両		H27.4.1以後の新規取得車両		H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率				取得後13年経過車両																																																																				
	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																							
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																							
4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																					
		自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																					
	貨物用	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																					
		自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																					
市たばこ税 (1,000本につき)		5,692円(再掲) (旧3級品)4,000円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から)																																																																											
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																											
入湯税		150円(再掲)																																																																											
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																											
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																											

税目		年度	令和2年度																																																	
市 民 税	個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																	
		所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																	
法 人 市 民 税	均等割	(再掲)																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																			
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																		
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																		
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																		
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																		
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																		
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																		
法人税割	不均一課税※新税率はR1.10.1以後に開始する事業年度分から適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																	
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																	
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																	
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																	
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																	
固定資産税		1.4%(再掲)																																																		
軽 自 動 車 税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円 50ccを超え90cc以下 // 2,000円 90ccを超え125cc以下 // 2,400円 ミニカー // 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 // 2,400円 その他(フォークリフト等) // 5,900円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 6,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 3,600円																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27.3.31以前に 取得した車両</th> <th>H27.4.1以後の 新規取得車両</th> <th colspan="2">H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</th> <th>取得後13 年経過車両</th> </tr> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>25%軽減</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用 // 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>家用 // 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用 // 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>家用 // 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後13 年経過車両		本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用 // 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	家用 // 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用 // 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	家用 // 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円			
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後13 年経過車両																																														
	本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																														
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																														
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用 // 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																													
		家用 // 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																													
	貨物用	営業用 // 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																													
		家用 // 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																													
環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車等 【税率】 非課税</li> <li>【家用乗用車】               <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 【税率】 非課税</li> <li>★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 1% 非課税</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2% 1%</li> <li>上記以外 2% 1%</li> </ul> </li> <li>【トラック】               <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 1%</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 2%</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2%</li> </ul> </li> </ul> <p>※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車            ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</p>																																																			
市たばこ税 (1,000本につき)		5,692円(再掲) ⇒ 6,122円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品) 5,692円(再掲)																																																		
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																		
入湯税		150円(再掲)																																																		
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																		
都市計画税		0.2%(再掲)																																																		

税目		年度	令和3年度																																																		
市 民 税	個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																		
		所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																		
法 人 市 民 税		均等割	(再掲)																																																		
		法人税割	不均一課税																																																		
固定資産税		1.4%(再掲)																																																			
軽 自 動 車 税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円 50ccを超え90cc以下 // 2,000円 90ccを超え125cc以下 // 2,400円 ミニカー // 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 // 2,400円 その他(フォークリフト等) // 5,900円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 6,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 3,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27.3.31以前に 取得した車両</th> <th>H27.4.1以後の 新規取得車両</th> <th colspan="2">R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</th> <th>取得後13 年経過車両</th> </tr> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>25%軽減</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>// 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>// 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>// 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>// 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>					H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後13 年経過車両		本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	貨物用	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後13 年経過車両																																															
	本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																															
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																															
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																														
		自家用	// 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																														
	貨物用	営業用	// 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																														
		自家用	// 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																														
環境性能割	・電気自動車等  【自家用乗用車】 ・★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 ・★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 ・上記以外  【トラック】 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車	【税率】 非課税  【税率】 非課税 1% 2% 2%  【税率】 1% 2% 2%																																																			
市たばこ税 (1,000本につき)		6,122円(再掲) ⇒ 6,552円(10月1日以後売渡分から)																																																			
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																			
入湯税		150円(再掲)																																																			
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																			
都市計画税		0.2%(再掲)																																																			

税目		年度	令和4年度																																																																					
市 民 税	個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																					
		所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																					
法 人 市 民 税	均等割	(再掲)																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																							
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																					
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																						
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																						
10億円超	50人以下	410,000円																																																																						
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																						
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																						
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																						
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																						
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																						
上記以外の法人等		50,000円																																																																						
法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																									
資本金等の額	法人税額	新税率																																																																						
1億円超	—	8.4/100																																																																						
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																																						
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																																						
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																						
軽 自 動 車 税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>//</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>//</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>//</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>//</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td></td> <td>//</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>//</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H27.3.31以前に 取得した車両 本則</th> <th rowspan="2">H27.4.1以後の 新規取得車両 本則</th> <th colspan="3">R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th rowspan="2">取得後13年 経過車両 重課</th> </tr> <tr> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td> <td>年額3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td> <td>// 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用 { 営業用 // 5,500円           { 自家用 // 7,200円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> <td rowspan="2">10,800円</td> <td rowspan="2">2,700円</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>貨物用 { 営業用 // 3,000円           { 自家用 // 4,000円</td> <td rowspan="2">3,800円</td> <td rowspan="2">1,000円</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>			原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	//	2,000円		90ccを超え125cc以下	//	2,400円		ミニカー	//	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円		その他(フォークリフト等)	//	5,900円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円		H27.3.31以前に 取得した車両 本則	H27.4.1以後の 新規取得車両 本則	R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年 経過車両 重課	75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 // 5,500円 { 自家用 // 7,200円	3,000円	10,800円	2,700円	—	—	貨物用 { 営業用 // 3,000円 { 自家用 // 4,000円	3,800円	1,000円	—	—
	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																				
	50ccを超え90cc以下	//	2,000円																																																																					
	90ccを超え125cc以下	//	2,400円																																																																					
	ミニカー	//	3,700円																																																																					
小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400円																																																																					
	その他(フォークリフト等)	//	5,900円																																																																					
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		//	6,000円																																																																					
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	//	3,600円																																																																					
	H27.3.31以前に 取得した車両 本則	H27.4.1以後の 新規取得車両 本則	R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年 経過車両 重課																																																																		
			75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																																			
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円																																																																		
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																		
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 // 5,500円 { 自家用 // 7,200円	3,000円	10,800円	2,700円	—	—																																																																		
							貨物用 { 営業用 // 3,000円 { 自家用 // 4,000円	3,800円	1,000円	—	—																																																													
環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車等</li> <li>【自家用乗用車】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準75%達成車</li> <li>・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準60%達成車</li> <li>・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準55%達成車</li> <li>・上記以外</li> </ul> </li> <li>【トラック】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車</li> <li>・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車</li> <li>・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車</li> </ul> </li> </ul> <p>※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</p>	<p>【税率】 非課税</p> <p>【税率】 非課税 1% 2% 2%</p> <p>【税率】 1% 2% 2%</p>																																																																						
市たばこ税 (1,000本につき)		6,552円																																																																						
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																						
入湯税		150円(再掲)																																																																						
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																						
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																						







## 2 最近の主な税制改正一覧

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置	証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等については、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税となる。この非課税措置は、平成24年から平成26年に、非課税口座内で取得した上場株式等のみが対象となり、各年100万円分（取得対価）が上限となる。	22
	生命保険料控除の仕組みの変更	生命保険料控除の対象となる保険の種別として、一般生命保険・個人年金保険のほかに、介護医療保険が控除の対象になる。これに伴い、各保険の控除額の上限は2.8万円に変更になる。 この変更は平成24年1月1日以降契約分（新規分）がある場合のみ、適用になる。	22
	東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期間に係る特例	住宅ローン控除を受けていた住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合、残りの控除対象期間において引き続き控除適用可能とする。	23
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例の延長	平成21年改正内容をさらに改正し、平成25年度から平成26年度分（平成24年1月から平成25年12月末日までに発生・支払分）の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	23
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長と見直し	特例の対象を売却価格50万円未満で、頭数を2,000頭から1,500頭以下の部分に変更し、適用期限を3年延長（H27年度課税分まで）する。	23
市たばこ税	県と市の税収調整のためのたばこ税の移譲	平成24年4月1日以降に開始する事業年度からの法人実効税率の引下げに伴い、県と市の税収調整のため、平成25年4月1日以降の販売につき県から市へたばこ税の一部を移譲する。 ・ 旧3級品以外1,000本につき 4,618円 ⇒ 5,262円 ・ 旧3級品1,000本につき 2,190円 ⇒ 2,495円	24

【平成25年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
共通	延滞金等の見直し	<p>昨今の低金利を踏まえH26年より延滞金等の割合を引き下げる。</p> <p>(延滞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1カ月超 …本則 年14.6% ⇒新特例基準割合+7.3%</li> <li>・1カ月以内…本則 年7.3% 特例 旧特例基準割合+年4% ⇒新特例基準割合+年1%</li> </ul> <p>※旧特例基準割合…商業手形の基準割引率（公定歩合）+年4%</p> <p>※新特例基準割合…各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合+年1%</p>	25
固定資産税	耐震改修住宅に係る減額措置申請に伴う必要書類の追加	減額措置の適用対象となる耐震改修費用の額の引上げに伴う経過措置の対象となる耐震改修について、減額措置申請時における必要書類を追加する。	25
都市計画税 固定資産税・	都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）	備蓄倉庫の用に供する家屋に係る課税標準を最初の5年間、条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を新設する。（本市は従前どおり3分の2）	25
特別土地保有税 固定資産税・	納税義務者の特例措置の廃止	独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う指定仮換地に係る納税義務者の特例措置を事業の終了に伴い廃止する。	25

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住民税の申告規定の簡素化	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。	24
	給与所得控除額の上限定	給与所得控除額について、年収1,500万円以上は、控除額245万円を上限とする。	24
	特定支出控除の範囲の拡大及び基準の緩和	給与所得者の特定支出控除の見直しを以下のとおり行う。 ・弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費、図書費・衣服費・交際費の勤務必要経費を追加する ・適用判定の基準を給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1に緩和する。	24
	復興特別所得税の導入に伴う寄附金税額控除の見直し	地方公共団体への「ふるさと寄附金」において、住民税特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を復興特別所得税率の2.1%を乗じた率とし、住民税寄附金税額控除額から復興特別所得税額を除外することにより適用下限額2,000円を維持する。	25
	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者の拡大	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者をその相続人にも拡大する。	25
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	地方法人税創設に伴い平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ2.6%引下げる。（本市採用の不均一課税の税率もそれぞれ2.6%引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 14.7% ⇒ 12.1% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 12.9% ⇒ 10.3%	26
都市計画税 固定資産税	住宅用地及び特定市街化区域農地の負担調整措置の見直し	負担水準が90%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を廃止する。	24

【平成26年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	東日本大震災の復興支援のための被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置の延長	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車に対する、平成23年度から平成25年度までの非課税措置を2年延長し、平成25年度取得分は平成26年度分の、平成26年度取得分は平成26・27年度分の、平成27年度取得分は平成27・28年度分の軽自動車税を非課税とする。	26

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置の施行時期の繰り下げ	平成22年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税とする措置を2年繰り下げ、平成26年から平成28年に、非課税口座内で取得した上場株式等を対象とする。(各年100万円分(取得対価)が上限となる)	23
	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置(NISA)の見直し	前記平成23年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得について非課税とする措置を、非課税口座の開設期間を平成26年から平成28年までの3年間を令和5年までの10年間とし、各口座の非課税期間を10年から5年に縮減する。	25
	住宅ローン控除の延長等	住宅ローン控除の適用期限を平成25年12月31日までの入居から平成29年12月31日までの入居まで4年間延長する。 住宅購入時に適用される消費税の税率が引き上げられた場合の住民税控除額は、控除率を5%⇒7%に、限度額を97,500円⇒136,500円に引き上げる。	25
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を平成26年度までから平成29年度までに3年延長する。	26
	一定の要件を満たす耐震改修住宅の住宅借入金等特別税額控除の適用の創設	耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、一定の要件を満たす耐震改修工事を行う場合における、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除することとし、平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月1日以後に行うふるさと納税について、寄附先の自治体に申告特例の申請を行うことで、確定申告の手続を要さずに、所得税減税分相当額（申告特例控除額）を併せた額を住民税所得割額から税額控除する申告特例制度を創設する。	27
法人市民税	均等割の税率区分判定等に用いる資本金等の額に係る基準の見直し	均等割の税率区分及び法人税割の税率区分の適用判定に用いる「資本金等の額」の基準を見直し、法人事業税における取扱いと統一する。 ・「資本金等の額」の算定に当たり、無償増減資等の資本の増減に係る調整措置を講ずる。 ・「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は、「資本金+資本準備金」をもとに税率区分を決定する。	27
固定資産税	公害防止用設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	(i) 汚水・廃液処理施設 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の1を参酌し6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり3分の1） (ii) トラクロエチン系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり2分の1） (iii) フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり2分の1）	26
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 浸水防止計画に基づき設置する浸水防止用設備 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備について、最初の5年間、課税標準の特例割合は3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める（本市は3分の2） (ii) 自然冷媒を利用した業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品） 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品について、最初の3年間、課税標準の特例割合は4分の3を参酌し3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める（本市は4分の3）	26



【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																											
固定資産税	耐震改修を行った既存家屋に係る減額措置	耐震診断及び所管行政庁への結果報告が義務付けられた大規模建築物等の既存家屋について、政府の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までに耐震基準に適合させる改修工事を行った場合における減額措置の創設。2年間、税額の2分の1を減額（改修工事費の2.5%を限度）	26																											
都市計画税 固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	27																											
軽自動車税	原動機付自転車等の税率引上げ	<p>原動機付自転車等の税率を約1.5倍に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(車両区分)</th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・原動機付自転車 50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>125cc 以下</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td>・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td>・2輪の小型自動車 (250cc 超)</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>・小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>〃 その他 (フォークリフト等)</td> <td>4,700 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(小型特殊自動車の農耕作業用、その他は条例のみの規定)</p>	(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000 円	2,000 円	90cc 以下	1,200 円	2,000 円	125cc 以下	1,600 円	2,400 円	ミニカー	2,500 円	3,700 円	・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円	・2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000 円	6,000 円	・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600 円	2,400 円	〃 その他 (フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円	26
	(車両区分)	(改正前)	(改正後)																											
	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000 円	2,000 円																											
90cc 以下	1,200 円	2,000 円																												
125cc 以下	1,600 円	2,400 円																												
ミニカー	2,500 円	3,700 円																												
・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400 円	3,600 円																												
・2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000 円	6,000 円																												
・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600 円	2,400 円																												
〃 その他 (フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円																												
原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日の延期	上記の原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。	27																												
4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係る税率の引上げ	<p>新規に取得される(H27.4.1以後に初めて車両番号の指定を受けた車両から)4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率を自家用乗用車は1.5倍に引き上げ、その他の区分は約1.25倍に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(車両区分)</th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・3輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td>・4輪以上 乗用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>    自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・3輪	3,100 円	3,900 円	・4輪以上 乗用			営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	貨物用 営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円	26							
(車両区分)	(改正前)	(改正後)																												
・3輪	3,100 円	3,900 円																												
・4輪以上 乗用																														
営業用	5,500 円	6,900 円																												
自家用	7,200 円	10,800 円																												
貨物用 営業用	3,000 円	3,800 円																												
自家用	4,000 円	5,000 円																												

【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	納税環境整備としての猶予制度の見直し	<p>猶予制度について、手続の明確化等の国税と同様の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとする徴収猶予制度の見直し</li> <li>・申請による換価猶予制度の創設、分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとするなどの換価猶予制度の見直し</li> <li>・担保を徴する必要のない場合の基準を条例で定めるものとする担保不徴取基準の見直し（本市は猶予金額100万円以下又は猶予期間3月以内）</li> </ul>	27
個人市・県民税	特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設	個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得金額から最大で1,000万円を控除する。	21
	年金特別徴収の仮徴収税額と本徴収税額の平準化	公的年金等から差し引かれる特別徴収税額の本徴収分（10・12・2月）と仮徴収分（4・6・8月）との平準化を図るため、仮徴収分の金額を前年度2月分税額と同額から、前年度の年税額の2分の1に変更する。	25
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成27年度までから平成30年度までに3年延長する。	26
	ふるさと納税特例控除額の控除限度額引上げ	平成27年1月1日以後に行うふるさと納税に係る特例控除額の控除限度額を住民税所得割の1割から2割に引き上げる。	27
	最高裁判決を踏まえた延滞金計算期間の見直し	減額更正後に増額更正があった場合の不足税額の徴収においては、当初申告による納付部分については延滞金がかからないこととする。	28
法人市民税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の創設	法人が地方公共団体の実施する認定地域再生計画に基づく寄附金活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合に、法人税割額から一定額の税額控除を受けることができる特定寄附金税額控除制度を創設。平成29年3月31日までの事業年度分については特定寄附金額の15%に相当する額を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分については特定寄附金額の17.1%に相当する額を法人税割額から控除する。	28



【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	<p>旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。</p> <p>平成28年度（第1段階） 1,000本当たり2,495円（特例税率）⇒2,925円</p>	27

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	公社債等と株式等の所得課税の一体化	<p>公社債等を特定公社債等と一般公社債等に、株式等を上場株式等と一般株式等に区分する。</p> <p>特定公社債等と一般公社債等の譲渡所得は、非課税から申告分離課税とする。</p> <p>特定公社債等の利子所得・譲渡所得は上場株式等の配当所得・譲渡所得と損益通算・繰越控除を可能とする。</p>	25
	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,200万円以上は、控除額230万円を上限とする。	26
	国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合における親族関係書類及び送金関係書類の添付又は提示を義務付ける。	27
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例を創設。	28
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで2年延長する。	28
	中小事業者等が取得する経営力向上設備等に係る課税標準特例措置の創設	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定による認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置については、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づく津波対策用償却資産について、特例措置の適用期限を4年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	28
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	<p>(i) 太陽光発電設備・風力発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり3分の2）</p> <p>(ii) 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は参酌基準の2分の1）</p>	28

【平成29年度適用（つづき）】

固定資産税・都市計画税	勧告遊休農地に係る課税の強化	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地については、その評価において、農地売買の特殊性を考慮して正常売買価格に修正率を乗じる農地の特例措置を適用しないこととする。	28
	農地中間管理事業のための賃借権等を設定した農地に係る課税標準特例措置の創設	農地中間管理機構に対して貸し付けた農地のうち一定の要件に該当するものについては、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	都市再生特別措置法の立地適正化計画に基づき認定誘導事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は5分の4を参酌し10分の7以上10分の9以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり5分の4）	28
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年度におけるグリーン化特例による軽課制度の適用期限を延長し、H28.4.1からH29.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成29年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。	28
	不正認定による軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額（軽減税額）を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成29年度（第2段階） 1,000本当たり2,925円⇒3,355円	27

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,000万円以上は、控除額220万円を上限とする。	26
	医療費控除の特例の創設	健康維持増進への一定の取組みを行っている場合において、通常の医療費控除制度との選択性により、特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）の購入費用のうち12,000円を超える部分について所得控除の適用を受けることができる特例を創設。	28
	医療費控除の添付書類の見直し	医療費控除又は医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の適用を受ける場合、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付（提示）に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならないこととする。	29
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可）の適用期限を平成29年度までから令和2年度までに3年延長する。	29
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用要件の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、燃費性能等の区分に応じた適用要件を厳格化する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成30年度分及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成31年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成30年度（第3段階） 1,000本当たり3,355円⇒4,000円	27
	紙巻たばこに係る税率の引上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 平成30年度（第1段階：10月1日以後売渡分から） 1,000本当たり5,262円⇒5,692円	30

【平成30年度適用（つづき）】

市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、平成30年10月1日以後売渡分から、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方式を、「重量」のみによる換算方式から、「重量」と「価格」による換算方式へ移行する。 ※激変緩和措置として、換算方式の移行は、見直し後の換算方式による紙巻たばこ本数への換算率を1年につき5分の1ずつ増加させていく方法により、5年間かけて段階的に行う。	30
固定資産税	特定耐震基準適合住宅・特定熱損失防止改修住宅に係る減額措置の創設	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修又は熱損失防止改修に併せて耐久性向上改修工事を行うことにより、改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る減額措置の創設。改修工事が完了した年の翌年度分の税額の3分の2に相当する額を減額。	29
	課税標準特例措置における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	29
固定資産税・都市計画税	居住用超高層建築物に対する課税の見直し	居住用超高層建築物に係る税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積については、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率により補正する。	29
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 市民緑地の用に供する土地 平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日）から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に基づき設置する市民緑地の用に供する土地について、最初の3年度間における課税標準特例措置を創設し特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は2/3） (ii) 特定事業所内保育施設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府による企業主導型保育事業運営費の補助を受けて行う事業所内保育事業の施設の用に供する固定資産について、最初の5年度間における課税標準特例措置を創設し課税標準の特例割合は2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は3分の1）	29
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	30



【平成31年度（令和元年度）適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居から令和元年6月30日までの入居まで1年半延長する。	27
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化（合計所得金額900万円超から控除額通減・1,000万円超で適用除外）するとともに、配偶者特別控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引上げ。	29
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成30年度までから令和3年度までに3年延長する。	29
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.7%引下げる。（地方法人税の税率引上げによる国税化相当分の引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 12.1% ⇒ 8.4% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 10.3% ⇒ 6.6%	28
軽自動車税	環境性能割の創設	三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	28
	環境性能割の臨時的軽減措置の実施	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間において取得する自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置を実施。	31 (元)
	不正認定による環境性能割軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	環境性能割の軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	31 (元)
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成31年度（第4段階：4月1日以後売渡分から） 1,000本当たり4,000円⇒5,262円（本則税率）	27

【平成31年度（令和元年度）適用（つづき）】

市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止に伴う本則税率への引上げ時期の延期	<p>上記の旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止・特例減税分の縮小による本則税率への引上げ時期を、平成31年4月1日から同年10月1日に6月延期し、次のとおり本則税率へ引き上げるものとする。</p> <p>平成31年度(第4段階：10月1日以後売渡分から)</p> <p>1,000本当たり4,000円⇒5,692円(本則税率)</p>	30
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成30年3月31日から令和2年3月31日まで2年延長する。	30
	先端設備等に係る課税標準特例措置の創設	平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した先端設備等について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	30
	河川法に基づく高規格堤防の整備事業による代替家屋に係る減額措置の創設	河川法に基づく高規格堤防整備事業の用に供するために使用された土地に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、同土地上に代替家屋を取得した場合に係る減額措置を創設。代替家屋を取得した年の翌年度から5年間、税額の3分の1又は3分の2を減額	31 (元)
都市計画税・固定資産税	利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に係る減額措置の創設	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた劇場等の実演芸術公演施設のうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに係る減額措置を創設。2年間、税額の3分の1を減額(改修工事費の60分の1を限度)	30

【令和2年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてNISA）を創設。（年間投資上限額40万円・非課税期間20年）	29
	住宅ローン控除の控除期間の特例の創設	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%により住宅を取得・入居した場合には控除期間を現行の最長10年から最長13年とする特例を創設。	31 (元)
	ふるさと納税の対象となる地方団体への寄附の見直し	令和元年6月1日以後に行う地方団体への寄附については、国が基準に適合するものとして指定した地方団体に対する寄附のみに対してふるさと納税による特例控除分の寄附金税額控除を適用。	31 (元)
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の延長	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例の適用対象となる譲渡の期間を令和5年12月31日まで4年間延長。	31 (元)
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用による譲渡所得に係る特別控除の創設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用があった場合において、収用交換等の場合の譲渡所得について5,000万円特別控除を適用。	31 (元)
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を2年延長し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和2年度分及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和3年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、適用期限を令数2年9月30日から令和3年3月31日まで6月延長する	2
市民税 法人	特定法人に係る電子申告義務化	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等（特定法人）が行う令数2年4月1日以後開始事業年度分の申告について、電子申告を義務化	30

【令和2年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和2年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり5,692円⇒6,122円	30
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和2年度(第1段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量0.7グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ0.7本に換算	2
固定資産税	所有者死亡による相続登記がなされていない土地又は家屋の現所有者による申告制度の創設	登記簿上の所有者が死亡した土地又は家屋について、相続登記がされるまでの間に現に土地等を所有している相続人等に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の条例で定める日までに氏名・住所等必要な事項を申告させることができる制度を創設(本市は3月を経過した日までに申告)	2
	中小事業者等が取得する先端設備等(事業用家屋・構築物)に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に中小事業者等が生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	2
都市計画税 固定資産税・	浸水被害軽減地区内の土地に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により浸水被害軽減地域内に指定された地域内の土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。(本市は3分の2)	2

【令和3年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	期限延長に伴う延滞金割合等の見直し	法人税確定申告書の提出期限延長の特例を受けた法人による法人市民税の申告納付に係る延滞金の割合及び徴収猶予の場合の延滞金の割合並びに還付加算金の割合を0.5%引下げ	2
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和元年6月30日までの入居から令和3年12月31日までの入居まで2年半延長する。	28
	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることにより控除額を振替	30
	非課税措置の適用判定等に用いる所得金額要件の引上げ	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替に伴い、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に係る非課税措置の適用判定に用いる前年合計所得金額要件を125万円から135万円に10万円引き上げるとともに、均等割・所得割の非課税限度額を10万円引き上げる。	30
	基礎控除・調整控除における所得制限の導入	基礎控除について、前年合計所得金額が2,400万円を超える場合は所得金額の区分に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入 調整控除について、前年合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入	30
	給与所得控除の控除上限の引下げ	控除上限額を適用する給与収入の額を1,000万円超から850万円超に引き下げるとともに、控除上限額を220万円から195万円に引き下げる。	30
	公的年金等控除の控除上限の創設	公的年金等収入の額が1,000万円超の場合は控除額195万5千円を上限とする。	30
	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が一定額を超える場合における公的年金等控除額の引下げ	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合は控除額を20万円引き下げる。	30
	未婚のひとり親に係る非課税措置の創設	婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である者に係る非課税措置を創設	31 (元)

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての非課税措置の見直し	未婚のひとり親も適用対象とする「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直しに伴い、非課税措置の適用対象者の区分を「寡婦・寡夫」から「寡婦・ひとり親」に改める。なお、この見直しに伴い、平成31年度税制改正により創設された未婚のひとり親に係る非課税措置は廃止	2
	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない合計所得金額500万円以下の単身者で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有するものに適用される「ひとり親控除」を創設し、「寡婦・寡夫」による所得控除の区分を「寡婦・ひとり親」に改める。	2
	非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間の延長	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和19年12月31日までから令和24年12月31日までに5年延長する。	2
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を令和2年度までから令和5年度までに3年延長する。	2
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡価格の総額が500万円以下であること等の一定の要件により譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除を創設	2
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に係る寄附金控除の特例制度の創設	文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、市の条例で定めるものを放棄した場合について、放棄した払戻請求権相当額を寄附金支出額とみなして寄附金税額控除の規定を適用する特例を創設	2
	退職所得課税の適正化のための見直し	令和4年1月1日以降に受取る退職金に関して、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。	3

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和3年度(第3段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり6,122円⇒6,552円	30
	軽量な葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和3年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量1グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ1本に換算	2
固定資産税	使用者に対するみなし課税制度の拡充	一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合についても、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするみなし課税制度の拡充	2
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年延長する。	2
	雨水貯留浸透施設に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法・下水道法の認定計画に基づき特定都市河川流域に設置する雨水貯留浸透施設について、課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める(本市は、3分の1)	3
都市計画税・固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	3
	令和3年度限りの負担軽減措置の創設	負担調整措置により課税標準額が増加する土地については、令和3年度に限り、課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く特別な措置を創設	3
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減措置の税率適用区分の厳格化による見直し及び適用期限延長	自家用乗車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、令和12年度基準エネルギー消費効率の達成程度に基づく税率適用区分の厳格化による見直しを行った上で、適用期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9月延長する。	3

【令和4年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人住民税	住宅ローン控除制度の控除期間等の特例における適用要件の弾力化の措置	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れる場合には、適用要件である住宅への入居期限を令和3年12月31日までとする。	2
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。	2
	住宅ローン控除制度の特例措置における適用期限の延長及び面積要件の緩和	消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、適用要件である住宅への入居期限を令和4年12月31日まで延長する。 また、延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象に加える。	3
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、適用対象車両を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、令和元年度税制改正において、令和4・5年度分も適用継続が予定されていた電気軽自動車・天然ガス軽自動車について適用対象車両を拡大するとともに、令和3年度課税をもって廃止が予定されていたガソリン車についても基準の切替による適用要件厳格化等を伴う見直しを行った上で、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3



【令和4年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	公害防止用設備（下水道除害施設）に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の縮減及び延長	下水道除害施設に係る課税標準特例措置について、その適用対象を新たに下水道の排水区域となったことにより除害施設を設置した既存事業者に限定するとともに、課税標準の特例割合の縮減（本市は4分の3から5分の4に改正）を行うほか、適用期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで2年延長する。	4
都市計画税 固定資産税	令和4年度限りの負担軽減措置の創設	令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とする措置を創設	4

【令和5年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)及び未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)に係る年齢制限の引下げ	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げ、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げる。	31 (元)
	医療費控除の特例制度(セルフメディケーション税制)の適用期限延長及び対象となる医薬品の範囲等の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和4年度までから令和9年度課税まで5年延長する。	3
	住宅ローン控除制度の延長	住宅ローン控除制度の適用期限を令和3年12月31日までの入居から令和7年12月31日までの入居に4年延長するとともに、その最長適用年度を令和15年度から令和20年度に5年延長する。	4
都市計画税 固定資産税	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。(本市は4分の3)	4

【令和6年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	森林環境税(国税)の創設	市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税として、個人市・県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行う森林環境税(年税額1,000円)を創設。	31 (元)
	日本国外の居住親族に係る扶養控除の見直し	日本国外に居住する親族に係る扶養控除について、年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者については適用対象外とする。	2
	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)の終了	令和5年12月31日の期限をもって延長せず終了とし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことを可能とする。	2
	NISAの改組による特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)の創設	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、令和5年12月31日の勘定設定期間満了をもって制度を改組し、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)を創設	2
	日本国外の居住親族に係る個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の算定の基礎となる範囲の見直し	扶養控除の対象外となる日本国外に居住する親族(年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者)については、個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲からも同様に適用対象外とする。	3
	上場株式等の配当所得等に係る所得税及び個人市・県民税における課税方式の一致	上場株式等の配当所得等について、所得税及び個人市・県民税の課税方式を一致する。	4
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を令和5年度までから令和8年度までに3年延長する。	5

【令和6年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	大規模の修繕等が行われたマンションに係る減額措置の創設	一定の要件を満たすマンションで、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったものに係る減額措置の創設。修繕工事が完了した年の翌年度分の家屋に係る税額の3分の2に相当する額を減額する。	5
都市計画税・固定資産税	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等における住所表示の見直し	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等において、登記所に対し現住所の秘匿措置の申し出を行った者の住所については、当該住所に代わる事項を記載した証明書の交付等をする。	4
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を3年延長し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和6年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和7年度分及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和8年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	5
	不正認定による軽減税率適用車両に係る納付不足額の加算割合の改定	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合において、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして賦課・徴収するときの納付不足額（適用税率区分の変更に伴う税額増額分）への加算割合を、「10%」から「35%」に引き上げる。	5

【令和7年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和6年度までから令和9年度までに3年延長する。	5

### 3 個人市・県民税の所得控除等の変遷

年度		平成25年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000 給与収入金額×90%-1,200,000 給与収入金額×95%-1,700,000	
	青色専従者給与	支払った金額		
	白色専従者給与	事業専従者1人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50万円(※配偶者86万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)	※事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除から除く。	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,200,000円 1,200,001円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～	0円 公的年金等収入金額-1,200,000円 公的年金等収入金額×75%-375,000円 公的年金等収入金額×85%-785,000円 公的年金等収入金額×95%-1,555,500円
		前年12月31日現在 65歳未満の者	1円～700,000円 700,001円～1,299,999円 1,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～	0円 公的年金等収入金額-700,000円 公的年金等収入金額×75%-375,000円 公的年金等収入金額×85%-785,000円 公的年金等収入金額×95%-1,555,500円
	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円		
	医療費控除	本人及び本人と生計を一にする親族のため前年中に支払った医療費 (医療費の支払額-保険等の補てん額)-(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円		
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額		
	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額		
	所得控除	生命保険料控除	(旧契約)平成23年12月31日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 70,001円～ 35,000円	※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 合計 70,000円
(新契約)平成24年1月1日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1円～12,000円 支払保険料の全額 12,001円～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 32,001円～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円 56,001円～ 28,000円			※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除のそれぞれの適用限度額は28,000円になる(合計70,000円が上限)。	
地震保険料控除		前年中に支払った地震保険料 50,000円以下 支払い保険料×0.5 50,000円超 25,000円 ※限度額25,000円 保険期間が10年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある損害保険料(長期契約) 1円～5,000円 支払保険料の全額 5,001円～15,000円 支払保険料×0.5+2,500円 15,001円～ 10,000円(最高限度額)	※経過措置として、平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して25,000円を限度額とする。	
		本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 同居特別障害者加算新設(扶養控除への加算から変更)		
障害者控除		①老年者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子のある人 26万円 ②老年者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500万円以下の人 30万円(特別寡婦)		
寡婦控除		老年者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円		
寡夫控除		老年者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円		
勤労学生控除		大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円		
配偶者控除		前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算		
配偶者特別控除		生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、38万円を超えて76万円未満に限る。) ※配偶者控除と重複して適用されない。		
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算			
基礎控除	33万円			
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	前年合計所得金額が125万円以下			

年度		平成26年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～14,999,999円 15,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 給与収入金額×90%－1,200,000円 給与収入金額×95%－1,700,000円 給与収入金額－2,450,000円	※H24改正で1,500万円以上は控除額は245万円が上限
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
前年12月31日現在 65歳未満の者		同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成27年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
医療費控除		同 左		
社会保険料控除		同 左		
小規模企業共済等 掛金控除		同 左		
生命保険料控除		同 左		
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成28年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
医療費控除		同 左		
社会保険料控除		同 左		
小規模企業共済等 掛金控除		同 左		
生命保険料控除		同 左		
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			



年度		平成29年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～11,999,999円 12,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000円 給与収入金額×90%-1,200,000円 給与収入金額×95%-1,700,000円 給与収入金額-2,300,000円 ※1,200万円以上は控除額230万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
	前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成30年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 給与収入金額×90%－1,200,000円 給与収入金額－2,200,000円 ※1,000万円以上は控除額220万円が上限
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
	前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 (医療費控除の特例：スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成30年度申告分から平成34年度申告分までの適用	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	同 左		

年度		平成31（令和元）年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
前年12月31日現在 65歳未満の者		同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	<p>前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額38万円以下の配偶者を有する納税義務者で、<b>前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の逦減有）</b>、下記金額を控除。</p> <p>【900万円以下】33（38）万円  <b>【900万円超～950万円以下】 22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】 11(13)万円</b></p> <p>※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算</p>	
配偶者特別控除	<p>前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合 <b>（900万円超の場合には控除額の逦減有）</b>、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、38万円を超えて<b>123万円以下に限る</b>）</p> <p>※配偶者控除と重複して適用されない</p>		
扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	同 左		

年度		令和2年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		令和3年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 550,999円	0円	
		551,000円～1,618,999円	給与収入金額-550,000円	
		1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
		1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
		1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
		1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
		1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%+100,000円	
		1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-80,000円	
		3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-440,000円	
		6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×90%-1,100,000円	
8,500,000円～	給与収入金額-1,950,000円 ※850万円以上は控除額195万円が上限			
青色専従者給与	同 左			
白色専従者給与	同 左			
収入額より控除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12月 31日 現在 65歳 以上の者	1円～ 1,100,000円	0円
			1,100,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-1,100,000円
			3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円
		前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円
			7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円
			10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,955,000円 ※1,000万円以上は控除額195万5千円が上限
		前年 12月 31日 現在 65歳 以上の者	1円～ 1,000,000円	0円
			1,000,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-1,000,000円
			3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円
		前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円			
10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,855,000円 ※1,000万円以上は控除額185万5千円が上限			
前年 12月 31日 現在 65歳 以上の者	1円～ 900,000円	0円		
	900,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-900,000円		
	3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円		
前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,755,000円 ※1,000万円以上は控除額175万5千円が上限		
前年 12月 31日 現在 65歳 以上の者	1円～ 600,000円	0円		
	600,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-600,000円		
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円		
前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,955,000円 ※1,000万円以上は控除額195万5千円が上限		
前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	1円～ 500,000円	0円		
	500,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-500,000円		
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円		
前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,855,000円 ※1,000万円以上は控除額185万5千円が上限		
前年 12月 31日 現在 65歳 以上の者	1円～ 400,000円	0円		
	400,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-400,000円		
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円		
前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,755,000円 ※1,000万円以上は控除額175万5千円が上限		

所得金額調整控除	所得金額調整控除	<p>・前年の給与収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する者</p> <p>①年齢23歳未満の扶養親族を有する、②本人が特別障害者に該当する、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する</p> <p>【控除額】給与収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）－850万円×10%</p> <p>・前年に給与収入と公的年金等収入がある者で、それらの収入に係る給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える所得割の納税義務者</p> <p>【控除額】給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には10万円）＋ 公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には10万円）－10万円</p>
	雑損控除	同 左
	医療費控除	同 左
	社会保険料控除	同 左
	小規模企業共済等掛金控除	同 左
	生命保険料控除	同 左
	地震保険料控除	同 左
	寄附金控除	—
	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 ※扶養親族が同居特別障害者の場合、23万円を加算
	高齢者控除	—
	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有する者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者、及び、②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 26万円 ※ひとり親に該当する者を除く。
	ひとり親控除（新設）	前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 30万円
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が <b>75</b> 万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の者 26万円
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額 <b>48</b> 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算
配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、 <b>48</b> 万円超～ <b>133</b> 万円以下に限る） ※配偶者控除と重複して適用されない	
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が <b>48</b> 万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
基礎控除	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 <b>43</b> 万円 前年合計所得金額に応じ、控除額が減額・消失する仕組みによる所得制限の導入 2,400万円以下 <b>43</b> 万円、2,400万円超～2,450万円以下 <b>29</b> 万円、2,450万円超～2,500万円以下 <b>15</b> 万円、2,500万円超 <b>0</b> 円	
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断	前年合計所得金額が <b>135</b> 万円以下 ひとり親控除の創設に伴い、非課税措置の対象となる区分の内「寡婦・寡夫」を「ひとり親・寡婦」に見直し	

年度		令和4年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	同 左
			公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合	
			公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合	
前年12月31日現在 65歳未満の者	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	同 左		
	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合			
	公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合			
計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	<p>【医療費控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費</li> <li>・(医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円</li> </ul> <p>【医療費控除の特例：セルフメディケーション税制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費</li> <li>・(支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円</li> </ul> <p>※「医療費控除」と「医療費控除の特例」の重複適用不可 ※医療費控除の特例は、平成30年度申告分から令和9年度課税分までの適用</p>		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	ひとり親控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
	基礎控除	同 左		
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断	同 左			

年度		令和5年度・令和6年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
前年12月31日現在 65歳未満の者		同 左	
計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断	同 左		

※令和6年度は令和5年9月現在。





## 【市 税 概 要】 令和5年度

令和5年 12 月

編 集 ・ 発 行 越谷市行財政部市民税課  
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
電 話 048-964-2111(代表)  
048-963-9144(直通)  
メールアドレス [shiminzei@city.koshigaya.lg.jp](mailto:shiminzei@city.koshigaya.lg.jp)  
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>